

第97期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

# 目 次

	頁
第97期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	16
6 【研究開発活動】	16
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	17
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	61
1 【連結財務諸表等】	62
2 【財務諸表等】	118
第6 【提出会社の株式事務の概要】	130
第7 【提出会社の参考情報】	132
1 【提出会社の親会社等の情報】	132
2 【その他の参考情報】	132
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	133
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年6月22日

**【事業年度】** 第97期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

**【会社名】** エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

**【英訳名】** H2O RETAILING CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木 篤

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区角田町8番7号

**【電話番号】** 06-6365-8120 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員  
経営企画室長 森 忠 嗣

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市北区芝田2丁目6番27号

**【電話番号】** 06-6365-8120 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員  
経営企画室長 森 忠 嗣

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	505,588	525,154	576,852	844,819	915,690
経常利益 (百万円)	10,309	11,338	18,160	21,219	23,060
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,057	6,200	295	11,586	14,053
包括利益 (百万円)	7,269	19,814	2,251	31,600	4,966
純資産額 (百万円)	168,854	186,422	182,277	251,659	252,587
総資産額 (百万円)	335,230	359,323	377,716	631,877	597,041
1株当たり純資産額 (円)	861.78	951.52	1,858.37	2,033.25	2,038.83
1株当たり 当期純利益金額 (円)	5.74	31.94	3.05	98.06	113.93
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	5.51	31.83	3.03	97.64	113.39
自己資本比率 (%)	49.9	51.4	47.8	39.7	42.1
自己資本利益率 (%)	0.7	3.5	0.2	5.4	5.6
株価収益率 (倍)	125.3	31.8	540.5	23.1	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,176	24,533	33,415	25,468	24,539
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,773	△23,925	△9,628	△49,162	5,852
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,704	△3,422	△3,557	24,161	△26,207
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	17,770	15,082	35,383	44,334	48,492
従業員数 (ほか、平均臨時雇用 者数) (名)	5,693 (8,750)	5,542 (8,817)	5,416 (9,048)	8,590 (19,485)	8,456 (19,120)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成26年9月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を実施いたしました。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
営業収益 (百万円)	8,065	7,714	11,026	8,776	9,869
経常利益 (百万円)	2,038	1,607	5,036	2,857	3,894
当期純利益 (百万円)	356	1,919	3,237	106	6,053
資本金 (百万円)	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796
発行済株式総数 (千株)	206,740	206,740	206,740	125,201	125,201
純資産額 (百万円)	157,843	170,739	173,355	230,446	223,913
総資産額 (百万円)	233,616	259,530	279,117	369,311	362,945
1株当たり純資産額 (円)	811.16	876.65	1,778.77	1,861.28	1,806.46
1株当たり配当額 (内 1株当たり中間 配当額) (円)	12.50 (6.25)	12.50 (6.25)	12.50 (6.25)	25.00 (12.50)	35.00 (17.50)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	1.93	9.89	33.35	0.90	49.07
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	1.86	9.85	33.21	0.90	48.84
自己資本比率 (%)	67.4	65.6	61.9	62.2	61.4
自己資本利益率 (%)	0.2	1.2	1.9	0.1	2.7
株価収益率 (倍)	371.8	102.8	49.3	2,518.0	39.6
配当性向 (%)	646.3	126.4	75.0	2,780.5	71.32
従業員数 (ほか、平均臨時雇用 者数) (名)	43 (3)	47 (4)	59 (4)	58 (8)	64 (10)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成26年9月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を実施いたしました。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

昭和4年4月 阪神急行電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)の百貨店部門が大阪梅田で開業  
昭和11年4月 神戸支店(三宮阪急)開業  
昭和14年11月 植田奈良漬製造株式会社(阪急食品工業株式会社(子会社))設立  
昭和22年3月 京阪神急行電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)の百貨店部門が分離独立し、株式会社阪急百貨店を設立  
昭和22年4月 株式会社阪急百貨店が開業  
昭和24年5月 株式会社阪急百貨店が大阪証券取引所市場第一部上場  
昭和27年8月 阪急物産株式会社と阪急共栄製菓株式会社とが合併し、阪急共栄物産株式会社(子会社)設立  
昭和28年11月 東京大井店(大井阪急)開業  
昭和31年5月 数寄屋橋阪急開業  
昭和35年10月 株式会社阪急オアシス(子会社)設立  
昭和36年10月 阪急共栄物産株式会社(子会社)が大阪証券取引所市場第二部上場  
昭和37年9月 株式会社阪急百貨店が東京証券取引所市場第一部上場  
昭和45年3月 千里阪急開業  
昭和51年10月 四条河原町阪急開業  
昭和57年10月 阪急インクス(阪急百貨店インクス館)開業  
昭和59年10月 有楽町阪急開業  
平成元年4月 川西阪急開業  
平成4年10月 神戸阪急開業(平成4年4月 株式会社神戸阪急(子会社)設立)  
株式会社エイチデイ開発(現株式会社阪急商業開発(子会社))設立  
平成5年4月 宝塚阪急開業(平成5年1月 株式会社宝塚阪急(子会社)設立)  
平成7年1月 三宮阪急閉店(阪神・淡路大震災のため)  
平成12年3月 都筑阪急開業  
平成12年4月 阪急大井町デイリーショッパーズ開業(大井阪急をショッピングセンターに業態変換)  
平成13年12月 株式会社神戸阪急の営業全部を譲受け(株式会社神戸阪急解散)  
平成14年4月 株式会社宝塚阪急を吸収合併  
平成14年5月 株式会社阪急キッチンエール(子会社)設立  
平成14年10月 株式交換により阪急共栄物産株式会社を完全子会社化(大阪証券取引所第二部上場廃止)  
平成15年1月 阪急共栄物産株式会社が、株式会社阪急ファミリーストア他4社(いずれも子会社)を分割設立  
平成15年3月 阪急共栄物産株式会社を吸収合併  
平成16年3月 株式交換により阪急食品工業株式会社を完全子会社化  
平成16年10月 モザイク銀座阪急開業(数寄屋橋阪急をショッピングセンターに業態変換)  
堺 北花田阪急開業  
平成17年9月 三田阪急開業  
平成18年6月 阪急食品工業株式会社が、会社分割により株式会社阪急フーズ他2社(いずれも子会社)に事業を移管  
平成18年7月 株式取得により株式会社ニッショー(株式会社阪急ニッショーストア)を子会社化  
平成18年9月 株式会社阪食(子会社)設立  
平成19年10月 株式交換により株式会社阪神百貨店を子会社化し、経営統合  
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へ社名変更し持株会社体制へ移行  
会社分割により株式会社阪急百貨店(子会社)を新設  
株式会社大井開発(子会社)設立  
平成20年2月 阪急百貨店メンズ館開業  
平成20年3月 大井阪急食品館閉店(JR大井町駅前再開発のため)  
阪急食品工業株式会社を吸収合併  
平成20年10月 株式会社阪急百貨店と株式会社阪神百貨店が合併し、株式会社阪急阪神百貨店に商号変更  
株式会社阪食と株式会社阪急オアシス、株式会社阪急ニッショーストア、株式会社阪急ファミリーストア、株式会社阪急フレッシュエールが合併  
平成20年11月 西宮阪急開業  
平成21年2月 株式会社モザイクリアルティ(子会社)を吸収合併  
平成21年10月 あまがさき阪神開業  
平成22年8月 四条河原町阪急閉店  
平成22年12月 さんのみや・阪神食品館閉店  
平成23年3月 博多阪急開業  
平成23年3月 阪急大井町ガーデン(一期)開業(アワーズイン阪急開業、阪急百貨店 大井食品館開業)  
平成23年4月 株式取得により株式会社エブリデイ・ドット・コム(現株式会社阪急キッチンエール九州)を子会社化  
平成23年9月 株式取得により株式会社家族亭を子会社化  
平成23年10月 阪急MEN'S TOKYO開業(有楽町阪急を全面改装)  
平成24年3月 神戸阪急閉店  
平成24年8月 モザイク銀座阪急退店に伴い閉館  
平成24年11月 阪急うめだ本店の建て替え工事が完了し、ランドオープン  
スポーツ用品、ベビー・子供服売場の阪急うめだ本店への移設に伴い、阪急百貨店インクス館閉店  
平成26年3月 阪急大井町ガーデングランドオープン(アワーズイン阪急ツイン館開業)  
平成26年6月 株式交換によりイズミヤ株式会社を子会社化し、経営統合

### 3 【事業の内容】

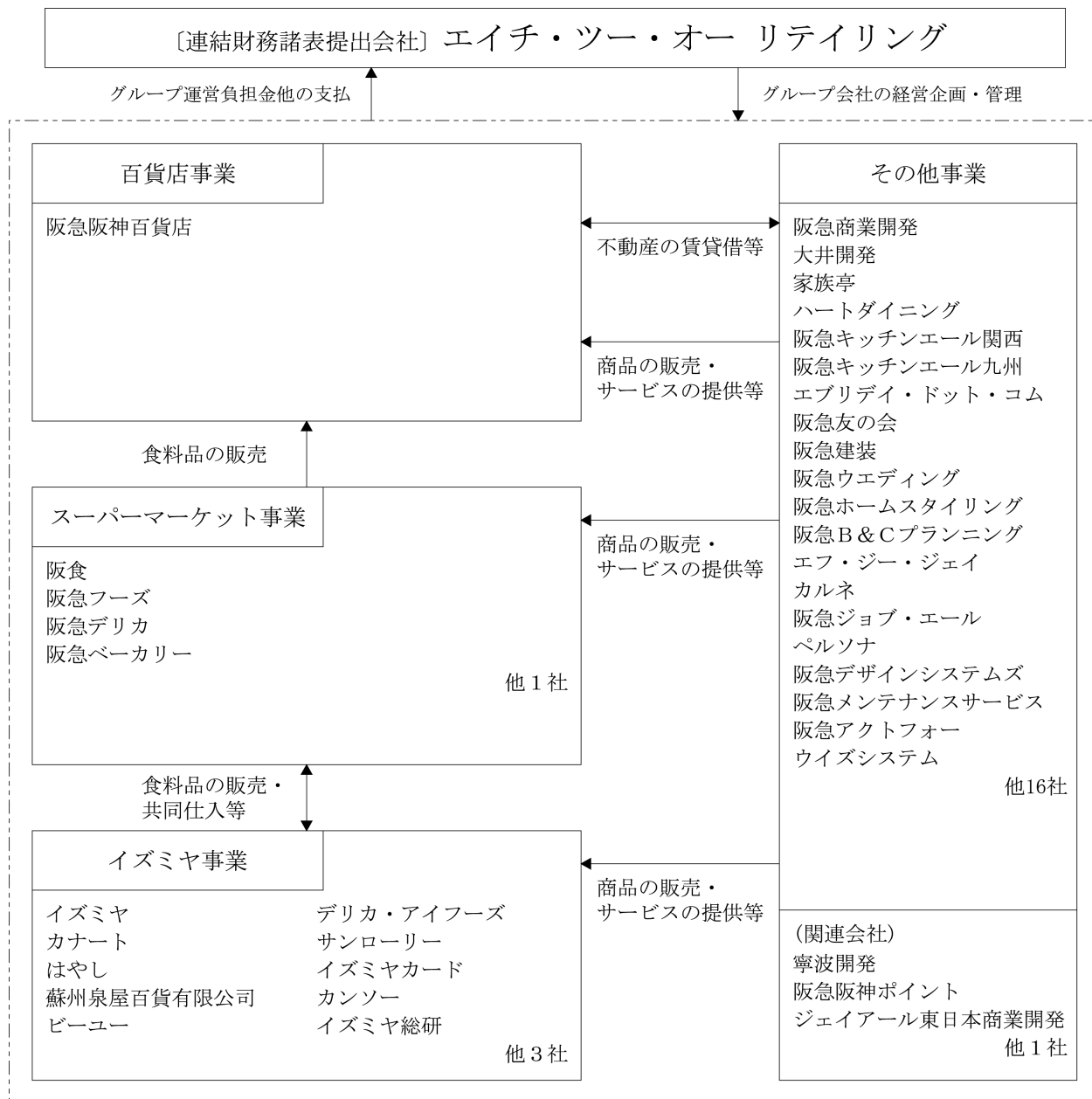
当社の企業集団は、当社、子会社56社及び関連会社4社で構成され、百貨店事業、スーパーマーケット事業、イズミヤ事業及びその他事業などの事業活動を展開しております。

当社グループの事業に関する位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

また、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

- |               |  |
|---------------|--|
| 百貨店事業……………    | 子会社㈱阪急阪神百貨店が百貨店業を展開しております。   |
| スーパーマーケット事業…… | 子会社㈱阪食がスーパーマーケット業の展開及び㈱阪急阪神百貨店他の食料品仕入代行業務を行っております。子会社㈱阪急フーズ、子会社㈱阪急デリカ、子会社㈱阪急ベーカリー、子会社㈱山なみが食料品の製造・加工を行い、子会社㈱阪食や子会社㈱阪急阪神百貨店に販売しております。  |
| イズミヤ事業……………   | 子会社イズミヤ㈱が総合小売業を展開しております。子会社カナート㈱、子会社㈱はやしがスーパーマーケット業を展開しております。子会社蘇州泉屋百貨有限公司が中国江蘇省蘇州市で百貨店経営を行っております。子会社㈱ビューが婦人服・スポーツ用品・玩具の販売業を行い、子会社㈱サン・フレッシュが鮮魚・寿司の販売業を行い、子会社㈱サンローリーが飲食店業を行っております。子会社㈱デリカ・アイフーズが食料品の製造・加工を行い、子会社イズミヤ㈱等に販売しております。子会社イズミヤカード㈱が保険代理店・カード発行運用業務を行っております。子会社㈱カンソーが建物設備等の保守管理・警備・清掃業を行っております。子会社㈱イズミヤ総研がマーケットリサーチ・情報供給サービス業を行っております。  |
| その他事業……………    | 子会社㈱大井開発がホテル経営を行っております。子会社㈱阪急商業開発がショッピングセンターの開発を、子会社㈱阪急建装が内装工事の請負を、子会社㈱ハートダイニングが子会社㈱阪急阪神百貨店の店舗における一部の喫茶・レストラン・社員食堂運営をはじめとした飲食店業を行っております。子会社㈱阪急友の会、子会社㈱阪神みどり会が各種サービスの提供を目的とした前払式の商品売買の取次を行っております。また、子会社㈱阪急キッチンエール関西が関西圏、子会社㈱阪急キッチンエール九州が九州圏における個別宅配業をそれぞれ行っております。また、子会社㈱エブリデイ・ドット・コムが宅配プラットフォーム事業を行っております。子会社㈱阪急ホームスタイリングが家具販売業を行い、子会社㈱阪急阪神百貨店に商品を販売しております。子会社阪急百貨店ユニフォーム㈱が子会社㈱阪急阪神百貨店の店舗において、制服、企業ユニフォームの販売業を行っております。子会社㈱ウイズシステムが情報処理サービス業を行い、当社から情報処理及びシステム開発の一部を受託しております。子会社㈱家族亭が外食業を行っております。子会社㈱阪急ハロドッグがペット用品の販売・ペットの美容等を、子会社㈱阪急ウェディングが貸衣装業を、子会社㈱阪急クオリティサポートが食料品・衣料品等の商品検査業務を、子会社㈱阪急アクトフォーが関係会社の総務・人事・経理業務を、子会社阪急阪神百貨店ほけん㈱が保険代理店業を、子会社㈱ペルソナがペルソナカードの会員管理業務を行っております。関連会社ジェイアール東日本商業開発㈱が商業施設の運営・管理業務を行っております。また、当社グループは子会社㈱阪急メンテナンスサービスに店舗の営繕清掃・警備業務を、子会社㈱阪急デザインシステムズに印刷物の製作業務を、子会社㈱阪急ジョブ・エールに販売業務の一部を委託しております。 |

事業の系統図は次のとおりであります。



その他の関係会社

阪急阪神ホールディングス

- (注) 1. 阪急阪神ホールディングスの子会社であります阪急電鉄他と当社及び阪急阪神百貨店他との間で不動産の賃貸借を行っております。
2. 上記に図示した会社の他、非連結子会社が1社あります。
3. 平成28年4月1日をもって、阪急友の会と阪神みどり会は合併し、阪急阪神百貨店友の会に社名変更しております。
4. 平成28年6月1日をもって、阪食は阪急オアシスに社名変更しております。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有 〔被所有〕 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱阪急阪神百貨店 (注) 3, 5	大阪市北区	200	百貨店事業	100.00	役員の兼任等 6名
㈱阪食 (注) 5	〃	100	スーパーマー ケット事業	100.00	㈱阪急フーズ、㈱阪急デリカ、㈱阪急ベーカリーほかより 食料品の仕入、当社より資金の借入ほか 役員の兼任等 2名
㈱阪急ベーカリー	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急阪神百貨店ほかへの食料品の販売、当社より資金の 借入 役員の兼任等 2名
㈱阪急フーズ	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急阪神百貨店、㈱阪食ほかへの食料品の販売 役員の兼任等 2名
㈱阪急デリカ	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急阪神百貨店、㈱阪食ほかへの食料品の販売 役員の兼任等 2名
㈱山なみ	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急フーズより食料品の製造・加工業務の受託 役員の兼任等 1名
イズミヤ㈱ (注) 5	大阪市西成区	100	イズミヤ事業	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 6名
蘇州泉屋百貨有限公司 (注) 3	中国江蘇省 蘇州市	5,892	〃	100.00 (100.00)	役員の兼任等 1名
カナート㈱	大阪市 住之江区	10	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱より商品供給
㈱サンローリー	大阪市西成区	10	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱より売上仕入契約に基づく商品仕入
㈱カンソー	〃	100	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱の店舗の警備・メンテナンス、清掃、クリーン ング、現金集配金等の業務、イズミヤ㈱へ店舗用土地、建 物の賃貸
㈱デリカ・アイフーズ	大阪市 住之江区	10	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱へ商品販売
㈱イズミヤ総研	大阪市西成区	10	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱へのマーケットリサーチ・情報サービス
㈱サン・フレッシュ	〃	10	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱より売上仕入契約に基づく商品仕入
㈱カンソー堺	堺市堺区	5	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱の店舗の警備・メンテナンス、清掃、クリーン ング、現金集配金等の業務、イズミヤ㈱へ店舗用建物の賃 貸
イズミヤカード㈱	大阪市浪速区	100	〃	100.00	イズミヤ㈱のイズミヤカード発行運営業務、イズミヤ㈱よ り店舗用建物の賃貸、当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱ビーユー	大阪市西成区	10	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱より店舗用建物の賃貸
㈱はやし	〃	10	〃	100.00 (100.00)	イズミヤ㈱より商品供給
㈱大井開発	大阪市北区	100	その他事業	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱阪急商業開発	〃	50	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店との店舗の賃貸ほか 役員の兼任等 2名
㈱阪急建装	〃	20	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかより店舗内装工事の請負 役員の兼任等 2名
㈱ハートダイニング	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店での喫茶・飲食店・社員食堂の経営 役員の兼任等 1名
㈱阪急友の会	〃	50	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店、㈱阪食より手数料収入 役員の兼任等 2名
㈱阪神みどり会	〃	20	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店より手数料収入 役員の兼任等 2名
㈱阪急キッチンエール 関西	〃	10	〃	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱阪急キッチンエール 九州	〃	10	〃	99.09	当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱エブリデイ・ドッ ト・コム	〃	10	〃	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱家族亭	〃	10	〃	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱阪急ジョブ・エール	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店への人材の派遣、業務の請負 役員の兼任等 3名

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕 割合(%)	関係内容
㈱ウイズシステム	大阪市北区	100	その他事業	100.00	当社へのソフトウェア企画・開発・設計及び販売、当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱阪急ウェディング	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店よりブライダルサロン運営の受託、当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱阪急ホームスタイリング	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店への家具の販売、当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
阪急阪神百貨店ほけん ㈱	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかの従業員への保険商品の販売 役員の兼任等 1名
㈱阪急デザインシステムズ	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店への印刷物の製作、販売ほか 役員の兼任等 2名
阪急百貨店ユニフォーム㈱	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店での学生服・企業ユニフォームの企画・販売、当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
㈱阪急クオリティーサポート	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかより食料品、衣料品等の商品検査業務の請負 役員の兼任等 1名
㈱ペルソナ	〃	100	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店よりカード会員管理業務の受託 役員の兼任等 3名
㈱阪急アクトフォー	〃	10	〃	100.00	当社、子会社各社からの経理業務等の請負 役員の兼任等 4名
㈱阪急メンテナンスサービス	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかの店舗の営繕清掃、施設管理及び警備業務の請負 役員の兼任等 2名
㈱阪急ハロドッグ	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店でのペット用品の販売、当社より資金の借入 役員の兼任等 2名
その他15社	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)					
寧波開発㈱	大阪市北区	10	その他事業	47.56	役員の兼任等 3名
ジェイアール東日本商業開発㈱	東京都立川市	1,140	〃	15.15	役員の兼任等 1名
その他2社	—	—	—	—	—
(その他の関係会社)					
阪急阪神ホールディングス㈱(注)4	大阪府池田市	99,474	都市交通事業他	1.68 [20.39 (11.99)]	子会社の阪急電鉄㈱・阪神電気鉄道㈱他と㈱阪急阪神百貨店他との間で不動産の賃貸借 役員の兼任等 2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。  
3. 特定子会社に該当しております。  
4. 有価証券報告書を提出しております。  
5. ㈱阪急阪神百貨店、㈱阪食及びイズミヤ㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	㈱阪急阪神百貨店	㈱阪食	イズミヤ㈱
(1)売上高	431,641百万円	115,889百万円	286,456百万円
(2)経常利益	15,517百万円	1,612百万円	2,069百万円
(3)当期純利益	8,468百万円	333百万円	2,380百万円
(4)純資産額	83,482百万円	25,562百万円	57,984百万円
(5)総資産額	152,259百万円	54,766百万円	179,853百万円

6. 住所は、登記上の本店所在地によっております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店事業	2,917 (1,877)
スーパーマーケット事業	1,158 (4,867)
イズミヤ事業	3,153 (9,593)
その他事業	1,228 (2,783)
合計	8,456 (19,120)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者を除き、受入出向者、執行役員を含んでおります。  
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数の年間平均人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
64(10)	46.8	24.4	9,311

セグメントの名称	従業員数(名)
その他事業	64 (10)
合計	64 (10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、(株)阪急阪神百貨店、イズミヤ(株)、(株)阪急アクトフォーからの出向者であります。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数の年間平均人員であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、阪急阪神百貨店労働組合、阪食労働組合、阪急メンテナンスサービス労働組合、ハートダイニング労働組合、家族亭労働組合、阪急キッチンエール九州労働組合、イズミヤ労働組合があり、このうちイズミヤ労働組合を除く六労組でエイチ・ツー・オー リテイリンググループ労働組合連合会を構成しております。

また、同連合会及びイズミヤ労働組合はU Aゼンセンに加盟しております。

その他、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

《当連結会計年度の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	915,690	108.4
営業利益	23,825	111.5
経常利益	23,060	108.7
親会社株主に帰属する当期純利益	14,053	121.3

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、百貨店事業、スーパーマーケット事業、イズミヤ事業といった主力事業が好調に推移したことで、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに過去最高となりました。

当社グループは、当連結会計年度より長期事業計画「G P 1 0 計画－II」をスタートさせ、その中で、中期計画「G P 1 0 計画－II フェーズ1」を策定し、グループにおける経営の効率化や、関西における「生活総合産業」の構築に向け、様々な取り組みを行っております。

百貨店事業では、都市部の店舗において、大規模な改装を進め独自の品揃えを強化するとともに、広域への情報発信を行ったことも奏功し、外商顧客を中心とした国内富裕層に加えて、インバウンドの消費を取り込んだことにより、好調に推移いたしました。建て替え工事中の阪神梅田本店は売場面積が約4割縮小するも、月ごとの全館テーマに沿った施策と人気催事が奏功し、想定を上回る売上で推移いたしました。一方、スーパーマーケット事業やイズミヤ事業においては、新規出店や既存店の改装による売上規模の拡大に加えて、スケールメリットを活かし、製造や調達、物流などの共通化によりコスト削減を行うなど、収益力の強化を図りました。

それらの結果、当社グループの連結売上高は、915,690百万円、前期比108.4%、営業利益は、23,825百万円、前期比111.5%、経常利益は、23,060百万円、前期比108.7%となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益を計上するなど9,251百万円の特別利益を計上いたしました。店舗等閉鎖損失や固定資産の減損損失など7,937百万円の特別損失を計上した結果、14,053百万円、前期比121.3%となりました。

各セグメントの概況は次のとおりです。

#### ① 百貨店事業

《百貨店事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	431,178	102.4
セグメント利益(営業利益)	16,625	105.7

株式会社阪急阪神百貨店では、阪急うめだ本店が、9階の「祝祭広場」を中心に各階イベントスペースでの生活情報発信の強化や、WEB・SNSを活用した広域へのアプローチにより商圏拡大を推し進めています。ランドオープンから4年目を迎え、さらなる競争力強化のために、昨年9月には阪急メンズ大阪、11月にはハンドバッグ売場、3月には3階・4階の婦人服・婦人靴売場の大規模リニューアルを行い、いずれも順調な滑り出しとなりました。その結果、阪急メンズ大阪を含めた阪急うめだ本店の売上高は218,358百万円、前期比で110.4%となりました。

阪神梅田本店では、昨年2月に建て替え工事が本格的にスタートし、売場面積が約4割縮小しましたが、全館統一での特色あるプロモーションの強化や、顧客施策を強化した結果、売上高は58,919百万円、前期比82.3%と、売場面積減少の影響を最小限に止めました。

一方、支店においては、都市型店舗である博多阪急と阪急メンズ東京が前連結会計年度に引き続き順調に売上高を伸ばしました。また、郊外型店舗では、昨年3月に千里阪急と川西阪急が、店舗毎のマーケットに合わせたリニューアルを行った効果もあり、堅調に推移しています。

《百貨店事業における店舗別売上高》

店舗名	金額(百万円)	前期比(%)
阪急本店	218,358	110.4%
千里阪急	16,744	101.2%
堺 北花田阪急	8,856	94.7%
川西阪急	16,633	99.3%
宝塚阪急	7,840	99.8%
西宮阪急	25,178	101.4%
三田阪急	1,410	101.3%
博多阪急	43,850	103.7%
阪急メンズ東京	14,520	106.9%
阪急百貨店 大井食品館	4,723	100.7%
都筑阪急	5,021	98.6%
阪神梅田本店	58,919	82.3%
あまがさき阪神	3,578	97.0%
阪神・にしのみや	4,535	100.0%
阪神・御影	559	102.7%

(注) 阪急本店には、阪急うめだ本店の他、阪急メンズ大阪の売上が含まれています。

② スーパーマーケット事業

《スーパーマーケット事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	118,326	108.9
セグメント利益 (営業利益)	2,282	95.2

食品スーパーの「阪急オアシス」を運営する株式会社阪食では、「みんなで創るあなたの市場」をスローガンに掲げ、当連結会計年度も11月に箕面船場店(大阪府)、12月に甲陽園店(兵庫県)など計5店舗を新規出店し、既存店舗を9店舗改装いたしました。これにより、「専門性」や「ライブ感」「情報発信性」を充実させた、成長戦略の柱と位置づける「高質食品専門館」(平成28年3月末現在で全81店舗中58店舗)を拡大展開することで営業力強化を図り、売上高を伸ばしました。

また、食品製造子会社では、100円パン事業を展開する株式会社阪急ベーカリーが高槻市に新工場を拡大移設し、惣菜事業を展開する株式会社阪急デリカが第2工場を増設するなど、今後のグループ食品事業の、「製造」「卸売」「小売」の垂直統合を強め、さらなる事業規模の拡大を見据えたインフラ基盤の整備を行いました。

③ イズミヤ事業

《イズミヤ事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	318,575	117.7
セグメント利益 (営業利益)	4,741	150.8

イズミヤ株式会社では、食品事業をコアとした個店強化と利益の最大化を追求し、各施策に取り組んでまいりました。株式会社阪食との共同調達や、惣菜製造工場の共用による製造コスト削減を進めたほか、5月に法円坂店(大阪府)、10月には千本中立売店(京都府)、11月には西日本最大級の大型商業施設「ららぽーとEXPOCITY」内に、ららぽーとEXPOCITY店(大阪府)を出店いたしました。

一方で、営業赤字が続いていた小山店(栃木県)を8月に、西岸和田店(大阪府)を12月に閉店いたしました。

既存店舗においては、6月に新大宮店(奈良県)の全面改装を行い、新たな食品プロトタイプ店舗を構築いたしました。さらに、店舗の運営体制を本部主導体制から店舗主導体制に移行し、地域特性や顧客ニーズに対応した販売・販促施策を行うことで顧客満足度を高め、集客力の高い店舗体制の確立を目指しております。

なお、イズミヤ事業の当連結会計年度業績の比較となる前連結会計年度業績は、経営統合後の平成26年6月1日から平成27年3月31日の業績となります。

④ その他事業

《その他事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	47,609	107.2
セグメント利益 (営業利益)	3,317	140.9

株式会社家族亭では、顧客特性に合わせたメニューを開発するなど、営業力の強化を図り、増収増益となりました。また、株式会社大井開発では、「阪急大井町ガーデンズ」がホテル部門、商業施設部門ともに好調に推移し、特にホテル部門において、アワーズイン阪急シングル館及びツイン館の2館を合わせた客室稼働率が96.6%と、年間を通じて高い水準で推移いたしました。一方、パン専門店を展開する株式会社阪急B&Cプランニングでは、当連結会計年度は10店舗を新たに出店し、平成28年3月末現在において42店舗となり、着実に売上を伸ばしました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度の「現金及び現金同等物の期末残高」は、48,492百万円(前期末比4,157百万円増)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、24,539百万円の収入(前期比929百万円の収入減)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入が24,373百万円あった一方、有形固定資産・無形固定資産の取得による支出が合わせて21,053百万円あったことなどにより、5,852百万円の収入(前連結会計年度は49,162百万円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の返済が25,240百万円あったことなどにより、26,207百万円の支出(前連結会計年度は24,161百万円の収入)となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績の状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	品名	生産高(百万円)	前期比(%)
スーパーマーケット事業	食料品	18,088	111.5
イズミヤ事業	食料品	7,107	88.6
合計		25,196	95.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 金額は、販売価格によっております。

3. 上記以外のセグメントについては、該当事項はありません。

4. イズミヤ事業の当連結会計年度実績の比較となる前連結会計年度実績は、経営統合後の平成26年6月1日から平成27年3月31日の実績となります。

### (2) 受注状況

当連結会計年度における該当事項はありません。

なお、スーパーマーケット事業(食料品製造業)及びイズミヤ事業(食料品製造業)については、過去の販売実績に基づいて見込生産を行っております。

## (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績の状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	品名	販売高(百万円)	前期比(%)
百貨店事業	衣料品	131,862	97.9
	身の回り品	78,412	100.7
	家庭用品	13,139	97.6
	食料品	130,868	99.6
	食堂・喫茶	9,279	88.8
	雑貨	63,813	130.3
	サービス・その他	4,264	91.2
	消去	△463	100.0
	計	431,178	102.4
スーパーマーケット事業	スーパーマーケット	115,830	108.5
	食料品製造	7,789	120.9
	消去	△5,293	115.8
	計	118,326	108.9
イズミヤ事業	衣料品	35,731	107.0
	食料品	193,429	113.2
	住居関連品	49,790	103.0
	サービス・その他	39,950	220.0
	消去	△325	1,603.8
	計	318,575	117.7
その他事業	商業不動産賃貸管理	3,167	93.0
	ホテル	4,915	103.8
	装工	6,353	124.4
	飲食店	2,663	100.7
	友の会	564	111.4
	個別宅配・宅配プラットフォーム	10,379	98.8
	外食	8,563	101.1
	人材派遣	2,320	109.5
	情報処理サービス	790	113.2
	その他	30,931	109.5
	消去	△23,042	104.6
	計	47,609	107.2
合計		915,690	108.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. イズミヤ事業の当連結会計年度実績の比較となる前連結会計年度実績は、経営統合後の平成26年6月1日から平成27年3月31日の実績となります。



### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、今後の長期的な人口の減少や、業種・業態を超えた競合環境の激化に対応すべく、グループ全体の新たなステージに向け策定した中長期事業戦略のもとに「生活総合産業」の構築を目指してまいります。

その第一歩として、スーパーマーケット事業とイズミヤ事業を再編し、新たに設立した中間持株会社の下、重複した機能・施設等の見直し及び統合を行い、商品・業務フローの改革を進め、強力な食品事業をつくってまいります。

同時に、当社グループが展開する約200店舗の店舗網を再整備し、グループのカードポイントの共通化を進め、関西ドミナントエリアにお住まいの約2,000万人の生活者のあらゆるシーンで接触頻度を高める新たなビジネスモデルを構築してまいります。

さらに今後は、中国への出店を足がかりにアジア諸国にも目を向け、さらなる成長を図りたいと考えております。

当社グループは、ステークホルダーのニーズにお応えすることで、厳しい環境下でも、持続的に成長し得る企業集団を目指してまいります。

### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。ただし、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 事業環境

小売業を取り巻く環境について

今後の国内の小売業を取り巻く環境については、少子高齢化、業態を越えた競争の激化など大きな変化が予想され、これらによって当社グループの業績は、少なからず影響を受けることが予想されます。

#### (2) 法規制及び法改正

##### ① 大規模小売店舗立地法等の法規制について

当社グループにおける百貨店及びスーパーの出店については「大規模小売店舗立地法」による規制を受けます。これは売場面積1,000㎡超の店舗を新規出店する場合及び売場面積が1,000㎡超となる既存店舗の増床を行う場合に際し、交通渋滞、騒音、ゴミ対策等について、近隣住民の生活環境を守る立場から都道府県または政令指定都市が審査及び規制を行うものであり、このため当社グループの今後の出店計画はこうした法規制による影響を受ける可能性があります。

このほか、当社グループは、独占禁止、環境・リサイクル、下請法や景品表示法等の消費者保護関連等の法規制を受け、これらによっても影響を受ける可能性があります。

##### ② 税制改正による消費税率の引き上げについて

将来の社会保障の財源を確保するため、消費税率が段階的に引き上げられることが予想されます。これによって個人消費の冷え込みを招き、当社グループの売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

#### (3) 自然環境・事故

##### ① 冷夏・暖冬等の異常気象について

当社グループの主力商品である衣料品は、ファッション性ととも季節性の高い商品が多く、その売れ行きは気候によりある程度の影響を受けます。従って、冷夏・暖冬等により当社グループの売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

##### ② 自然災害・事故について

自然災害及び事故に対する備えとして、危機管理マニュアルを作成し、従業員等への教育による危機管理意識の啓蒙に努めていますが、地震・洪水・台風及び火事等の不測の災害によって店舗等の事業所が損害を受けた場合、当社グループの業績にマイナスの影響が及ぶ可能性があります。

#### (4) その他

##### ① 賃貸借契約の更新拒絶

当社グループにおける店舗・施設の多くが賃借物件であり、建物や土地の所有者等の賃貸人から、賃貸借期間満了により契約の更新を拒絶（定期建物賃貸借契約の場合は、再契約の拒絶）され、店舗等の営業が継続できなくなる可能性があります。

##### ② 販売商品の安全性について

販売商品の品質管理・衛生管理については、当社グループ内に「品質管理推進委員会」、「食品衛生品質管理推進委員会」を設置し、商品に対する顧客の安心・安全確保を目的とする施策を積極的に推進していますが、BSEや鳥インフルエンザ等の疫病の発生による一般消費者の食品に対する不安感の高まりや、食中毒・健康被害等の事故の発生、販売商品の欠陥による顧客満足・信用の低下により、当社グループの売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

##### ③ 顧客情報の管理について

顧客情報の管理については、従来から個人情報管理規程及び管理マニュアルに基づくルールの厳格な運用と従業員教育の徹底を図っており、個人情報保護法の遵守に努めていますが、不測の事故または事件によって顧客情報が外部に流出することになれば、当社グループの信用低下を招き、売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

##### ④ 情報システムについて

当社グループでは、業務の効率化及び高品質なサービスの提供のため、各分野において情報システムを利用していますが、地震・火事・大規模停電・コンピュータウィルス等の不測の事態によって、情報システムの円滑な運用に支障を来した場合、当社グループの業績にマイナスの影響を与える可能性があります。

##### ⑤ 海外事業リスクについて

当社グループは、中国で店舗を営業しております。そのため、中国の政治情勢、経済環境、法規制の変更、テロ行為、その他の要因により、業績及び財政状態にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

また、中国の店舗における売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のため、円換算しております。換算時の為替の変動により、これらの項目に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

(株式会社梅の花子会社化に向けた協議の終了及び資本・業務提携継続合意)

当社は、平成27年2月13日付で、株式会社梅の花の当社子会社化に向けた検討を開始することについて、同社と基本合意書を締結いたしました。

その後、本件子会社化により生み出されるシナジー効果の向上及び子会社化のスキーム等について、協議、検討を進めてまいりましたが、最終的に合意を得ることができなかったことから本協議を終了することに両社で合意いたしました。平成24年11月14日付で締結した資本・業務提携は今後も継続し、当社は現在保有している梅の花株式374,500株（梅の花の発行済株式総数の5.0%）を引き続き保有するとともに、両社グループ間での食材の相互供給や共同商品開発などの各種取り組みも継続してまいります。

(エイチ・ツー・オー リテイリンググループの再編について)

当社は、平成28年1月28日開催の取締役会において、グループ全体での経営効率を向上していくための基盤整備として、グループ再編を実施することについて決定いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

#### 6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

#### ① 概要

平成27年度の連結業績に関しましては、百貨店事業、スーパーマーケット事業、イズミヤ事業といった主力事業が好調に推移したことで、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに過去最高となりました。

全体の概況としては、百貨店事業において、都市部の店舗が、外商顧客を中心とした国内富裕層に加えて、インバウンドの消費を取り込んだことにより、好調に推移いたしました。スーパーマーケット事業やイズミヤ事業においては、新規出店や既存店の改装による売上規模の拡大に加えて、スケールメリットを活かし、製造や調達、物流などの共通化によりコスト削減を行うなど、収益力の強化を図りました。それらの結果、当社グループの連結売上高は、915,690百万円、前期比108.4%、営業利益は、23,825百万円、前期比111.5%、経常利益は、23,060百万円、前期比108.7%となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益を計上するなど9,251百万円の特別利益を計上いたしました。店舗等閉鎖損失や固定資産の減損損失など7,937百万円の特別損失を計上した結果、14,053百万円、前期比121.3%となりました。

#### ② 売上高

売上高は、915,690百万円（前期比108.4%）となり、前期に比べ70,870百万円増加しました。

百貨店事業においては、株式会社阪急阪神百貨店では、阪急うめだ本店が、9階の「祝祭広場」を中心に各階イベントスペースでの生活情報発信の強化や、WEB・SNSを活用した広域へのアプローチにより商圏拡大を推し進めています。グランドオープンから4年目を迎え、さらなる競争力強化のために、昨年9月には阪急メンズ大阪、11月にはハンドバッグ売場、3月には3階・4階の婦人服・婦人靴売場の大規模リニューアルを行い、いずれも順調な滑り出しとなりました。その結果、阪急メンズ大阪を含めた阪急うめだ本店の売上高は218,358百万円、前期比で110.4%となりました。

阪神梅田本店では、昨年2月に建て替え工事が本格的にスタートし、売場面積が約4割縮小しましたが、全館統一での特色あるプロモーションの強化や、顧客施策を強化した結果、売上高は58,919百万円、前期比82.3%と、売場面積減少の影響を最小限に止めました。

一方、支店においては、都市型店舗である博多阪急と阪急メンズ東京が前期に引き続き順調に売上高を伸ばしました。また、郊外型店舗では、昨年3月に千里阪急と川西阪急が、店舗毎のマーケットに合わせたリニューアルを行った効果もあり、堅調に推移しています。

以上の結果、セグメント売上高は431,178百万円（前期比102.4%）となりました。

スーパーマーケット事業においては、食品スーパーの「阪急オアシス」を運営する株式会社阪食では、「みんなで創るあなたの市場」をスローガンに掲げ、当連結会計年度も11月に箕面船場店（大阪府）、12月に甲陽園店（兵庫県）など計5店舗を新規出店し、既存店舗を9店舗改装いたしました。これにより、「専門性」や「ライブ感」「情報発信性」を充実させた、成長戦略の柱と位置づける「高質食品専門館」（平成28年3月末現在で全81店舗中58店舗）を拡大展開することで営業力強化を図り、売上高を伸ばしました。

また、食品製造子会社では、100円パン事業を展開する株式会社阪急ベーカリーが高槻市に新工場を拡大移設し、惣菜事業を展開する株式会社阪急デリカが第2工場を増設するなど、今後のグループ食品事業の、「製造」「卸売」「小売」の垂直統合を強め、さらなる事業規模の拡大を見据えたインフラ基盤の整備を行いました。

以上の結果、セグメント売上高は118,326百万円（前期比108.9%）となりました。

イズミヤ事業においては、イズミヤ株式会社では、食品事業をコアとした個店強化と利益の最大化を追求し、各施策に取り組んでまいりました。株式会社阪食との共同調達や、惣菜製造工場の共用による製造コスト削減を進めたほか、5月に法円坂店（大阪府）、10月には千本中立売店（京都府）、11月には西日本最大級の大型商業施設「ららぽーとEXPOCITY」内に、ららぽーとEXPOCITY店（大阪府）を出店いたしました。

一方で、営業赤字が続いていた小山店（栃木県）を8月に、西岸和田店（大阪府）を12月に閉店いたしました。

既存店舗については、6月に新大宮店（奈良県）の全面改装を行い、新たな食品プロトタイプ店舗を構築いたしました。さらに、店舗の運営体制を本部主導体制から店舗主導体制に移行し、地域特性や顧客ニーズに対応した販売・販促施策を行うことで顧客満足度を高め、集客力の高い店舗体制の確立を目指しております。

以上の結果、セグメント売上高は318,575百万円（前期比117.7%）となりました。なお、イズミヤ事業の当連結会計年度業績の比較となる前連結会計年度業績は、経営統合後の平成26年6月1日から平成27年3月31日の業績となります。

その他事業においては、株式会社家族亭では、顧客特性に合わせたメニューを開発するなど、営業力の強化を図り、増収増益となりました。また、株式会社大井開発では、「阪急大井町ガーデンズ」がホテル部門、商業施設部門ともに好調に推移し、特にホテル部門において、アワーズイン阪急シングル館及びツイン館の2館を合わせた客室稼働率が96.6%と、年間を通じて高い水準で推移いたしました。一方、パン専門店を展開する株式会社阪急B&Cプランニングでは、当連結会計年度は10店舗を新たに新店し、平成28年3月末現在において42店舗となり、着実に売上を伸ばしました。

以上の結果、セグメント売上高は47,609百万円、前期比107.2%となりました。

### ③ 売上総利益

売上総利益は、266,363百万円（前期比110.3%）と前連結会計年度に比べ24,946百万円増加いたしました。イズミヤ株式会社や株式会社阪食の新規出店・店舗改装による売上増加などが主な要因です。

### ④ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、242,538百万円（前期比110.2%）と前連結会計年度に比べ22,479百万円増加いたしました。イズミヤ株式会社や株式会社阪食の人件費や運搬費の増加などが主な要因です。

### ⑤ 営業利益

営業利益は、23,825百万円（前期比111.5%）と前連結会計年度に比べ2,466百万円増加しました。スーパーマーケット事業やイズミヤ事業における、新規出店や既存店の改装による売上規模の拡大に加えて、製造・調達・物流などの共通化によるコストの削減等が主な要因です。

### ⑥ 営業外損益

営業外損益は、764百万円の費用となり、前期の139百万円の費用から625百万円費用が増加いたしました。

### ⑦ 経常利益

経常利益は、23,060百万円（前期比108.7%）となり、前連結会計年度に比べ1,841百万円増加いたしました。

### ⑧ 特別損益

特別損益は、1,313百万円の利益となりました（前連結会計年度は3,636百万円の損失）。これは、特別利益について、前連結会計年度は負ののれん発生益など合計10,846百万円を計上したことに対して、当連結会計年度は投資有価証券売却益など合計9,251百万円を計上したこと、また、特別損失について、前連結会計年度は店舗等閉鎖損失など合計14,483百万円を計上したことに対して、当連結会計年度は店舗等閉鎖損失や固定資産の減損損失など合計7,937百万円を計上したことによるものです。

### ⑨ 税金等調整前当期純利益

上記の結果、税金等調整前当期純利益は、24,374百万円（前期比138.6%）と、前連結会計年度に比べ6,792百万円増加いたしました。

### ⑩ 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、14,053百万円（前期比121.3%）と、前連結会計年度に比べ2,466百万円増加いたしました。自己資本当期純利益率は5.6%（前連結会計年度実績は5.4%）、1株当たり当期純利益は113円93銭（前連結会計年度実績98円06銭）、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は113円39銭（前連結会計年度実績97円64銭）となりました。

## (2) 財政状態の分析

### 資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の資産合計は、597,041百万円（前期末比34,835百万円減）となりました。これは、当社が保有する株式の一部売却などにより投資有価証券が29,573百万円減少したことなどによるものです。

負債合計は、344,454百万円（前期末比35,764百万円減）となりました。これは、長期借入金・社債（1年内返済予定の長期借入金・社債を含む）、コマーシャル・ペーパーなどを合計で24,163百万円返済したほか、保有株式の一部売却などにより繰延税金負債が6,053百万円、店舗閉鎖等に伴い店舗等閉鎖損失引当金が4,912百万円、設備投資に係る支払等により未払金が3,467百万円、それぞれ減少したことなどによるものです。

純資産合計は、252,587百万円（前期末比928百万円増）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上などにより利益剰余金が10,104百万円増加した一方、保有株式の一部売却などによりその他有価証券評価差額金が9,449百万円減少したことなどによるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度の「現金及び現金同等物の期末残高」は、48,492百万円（前期末比4,157百万円増）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、24,539百万円の収入（前期比929百万円の収入減）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入が24,373百万円あった一方、有形固定資産・無形固定資産の取得による支出が合わせて21,053百万円あったことなどにより、5,852百万円の収入（前連結会計年度は49,162百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の返済が25,240百万円あったことなどにより、26,207百万円の支出（前連結会計年度は24,161百万円の収入）となりました。

当社グループのインタレスト・カバレッジ・レシオ（営業活動によるキャッシュ・フロー／利息の支払額）は19.8倍（前連結会計年度は20.1倍）、キャッシュ・フロー対有利子負債比率（有利子負債／営業活動によるキャッシュ・フロー）は5.6倍（前連結会計年度は6.2倍）となりました。これは主に、有利子負債の返済により、有利子負債残高と支払利息が減少したためです。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、百貨店事業における阪急本店改装工事、スーパーマーケット事業における既存店売場改装・新規出店工事、イズミヤ事業における既存店売場改装・新規出店工事を中心に行った結果、総額で20,110百万円（有形固定資産の他、無形固定資産を含む）となりました。

セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

##### (1) 百貨店事業

阪急本店において、婦人服売場、婦人靴売場、ハンドバッグ売場、阪急メンズ大阪の改装工事などの投資を行いました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は3,769百万円であります。

##### (2) スーパーマーケット事業

㈱阪食において、スーパーマーケットの新規出店と既存店の売場改装のための投資を行いました。また、㈱阪急ベーカリーが新工場を拡大移設したほか、㈱阪急デリカが工場を増設しました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は5,343百万円であります。

##### (3) イズミヤ事業

イズミヤ㈱において、新規出店と既存店の売場改装のための投資を行いました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は7,540百万円であります。

##### (4) その他事業

エイチ・ツー・オー リテイリング㈱において、システム投資などを行ったほか、㈱家族亭において、店舗改装のための投資を行いました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は3,529百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資総額は、上記(1)～(4)の合計に加え、セグメント間取引消去である調整額△72百万円が反映されております。

## 2 【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
千里阪急(大阪府豊中市)	百貨店事業	店舗	942	—	267 (4,420)	23	1,233	101 [103]
川西阪急(兵庫県川西市)	百貨店事業	店舗	783	—	5,500 (6,042)	45	6,328	111 [179]

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。  
 2. 上記中〔外書〕は、臨時雇用者数の年間平均人員であります。  
 3. 上記の資産は、主に㈱阪急阪神百貨店に賃貸しているものであります。

### (2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱阪急阪神 百貨店	阪急本店 (大阪市北区)	百貨店事業	店舗	19,818	114	—	2,236	22,168	784 [313]
	千里阪急 (大阪府豊中市)	百貨店事業	店舗	1,014	3	—	686	1,703	101 [103]
	川西阪急 (兵庫県川西市)	百貨店事業	店舗	691	5	—	125	823	111 [179]
	博多阪急 (福岡市博多区)	百貨店事業	店舗	3,845	35	—	224	4,105	131 [206]
イズミヤ㈱	西神戸店 (神戸市西区)	イズミヤ事業	店舗	2,954	5	5,030 (42,669)	43	8,034	57 [106]
	和歌山店 (和歌山県和歌山市)	イズミヤ事業	店舗	1,722	2	4,740 (27,868)	59	6,524	72 [96]
	長岡店 (京都府長岡京市)	イズミヤ事業	店舗	272	0	3,120 (10,625)	79	3,472	45 [90]
㈱大井開発	アワーズイン阪急 (東京都品川区)	その他事業	ホテル他	13,684	16	4,826 (9,856)	246	18,773	31 [74]

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。  
 2. 上記中〔外書〕は、臨時雇用者数の年間平均人員であります。

### (3) 在外子会社

在外連結子会社には主要な設備がないため、記載しておりません。

上記の他、主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの名称	賃借先	賃借物件	面積 (㎡)
㈱阪急阪神百貨店	阪急本店	百貨店事業	阪急電鉄㈱ 阪急不動産㈱	店舗用建物	144,262
			阪急不動産㈱ 東宝㈱	〃	17,676
	阪神梅田本店	百貨店事業	阪神電気鉄道㈱	店舗用建物他	69,318
	阪急メンズ東京	百貨店事業	東宝㈱	店舗用建物	18,099
	西宮阪急	百貨店事業	阪急電鉄㈱	〃	38,643
博多阪急	百貨店事業	博多ターミナルビル㈱	〃	54,710	
イズミヤ㈱	八尾店	イズミヤ事業	三井住友信託銀行㈱	店舗用建物他	34,014
	洛北店	イズミヤ事業	〃	〃	48,303
	千里丘店	イズミヤ事業	〃	〃	24,399
	和泉中央店	イズミヤ事業	㈱関西都市居住サービス	〃	35,808
	八幡店	イズミヤ事業	三井住友ファイナンス&リース㈱	店舗用建物	25,630
㈱阪急商業開発	モザイクモール港北	その他事業	第一共同開発㈱	店舗用建物他	105,907

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、長期事業計画「GP10計画-II」に基づき、関西商圏でのマーケットシェアの拡大を図るため、百貨店、食品スーパー、GMS、個別宅配を中心とした小売事業に集中的に行う計画であります。

当連結会計年度後1年間の設備投資は、百貨店においては既存店舗の改装工事など、スーパーマーケットにおいては新規出店及び既存店の改装など、総額20,280百万円を計画しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
㈱阪急阪神百貨店	本支店 (大阪市北区他)	百貨店事業	店舗建替、 売場改装他	2,029	—	自己資金及 び借入金等	平成28年 4月	平成29年 3月
㈱阪食	各店舗	スーパー マーケット事業	新規出店、 売場改装他	3,810	—	自己資金及 び借入金等	平成28年 4月	平成29年 3月
イズミヤ㈱	各店舗	イズミヤ事業	新規出店、 売場改装他	7,365	—	自己資金及 び借入金等	平成28年 4月	平成29年 3月



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	125,201,396	125,201,396	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。単元 株式数は100株であります。
計	125,201,396	125,201,396	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成21年1月30日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	51(注)1(注)5	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,500(注)5	25,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成51年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 987(注)5 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要するもの とします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ① 新株予約権者が平成50年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成50年4月1日から平成51年3月31日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定します。
- 5 平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合(2株を1株に併合)による調整をしております。

平成22年1月28日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	106 (注) 1 (注) 5	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000(注) 5	53,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成52年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,137 (注) 5 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ① 新株予約権者が平成51年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成51年4月1日から平成52年3月31日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定します。
5. 平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合(2株を1株に併合)による調整をしております。

平成23年2月24日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	143 (注) 1 (注) 5	143
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,500 (注) 5	71,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成53年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 985 (注) 5 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ① 新株予約権者が平成52年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成52年4月1日から平成53年3月31日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定します。
5. 平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合(2株を1株に併合)による調整をしております。

平成24年1月26日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	179 (注) 1 (注) 5	177
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,500 (注) 5	88,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日から 平成54年2月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,101 (注) 5 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。



- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ① 新株予約権者が平成53年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成53年3月1日から平成54年2月28日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定します。
5. 平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合(2株を1株に併合)による調整をしております。

平成25年1月31日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	192 (注) 1 (注) 5	192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000 (注) 5	96,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から 平成55年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,933 (注) 5 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ① 新株予約権者が平成54年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成54年4月1日から平成55年3月31日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定します。
5. 平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合(2株を1株に併合)による調整をしております。

平成26年1月31日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	202 (注) 1 (注) 5	202
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000 (注) 5	101,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日から 平成56年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,567 (注) 5 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ① 新株予約権者が平成55年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成55年4月1日から平成56年3月31日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定します。
5. 平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合(2株を1株に併合)による調整をしております。

平成27年1月30日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	218 (注) 1	218
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	109,000	109,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から 平成57年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,142 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ① 新株予約権者が平成56年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成56年4月1日から平成57年3月31日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定します。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定します。

平成28年1月28日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	220 (注) 1	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から 平成58年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,799 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

(2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。

① 新株予約権者が平成57年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成57年4月1日から平成58年3月31日まで

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。



4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)2に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年6月1日 (注) 1	43,662,016	250,402,793	—	17,796	35,322	72,495
平成26年9月1日 (注) 2	△125,201,397	125,201,396	—	17,796	—	72,495

(注) 1. 株式交換(交換比率 当社1:イズミヤ(株)0.63)実施に伴う新株発行による増加であります。

2. 平成26年6月24日開催の定時株主総会決議により、平成26年9月1日付で実施いたしました株式併合(2株を1株に併合)によるものであります。

## (6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	62	23	596	265	4	20,749	21,699	—
所有株式数 (単元)	—	290,509	16,712	441,342	235,709	8	264,023	1,248,303	371,096
所有株式数 の割合(%)	—	23.27	1.34	35.36	18.88	0.00	21.15	100.00	—

(注) 1. 自己株式 1,819,577株は「個人その他」に 18,195単元及び「単元未満株式の状況」に 77株含めて記載しております。なお、自己株式 1,819,577株は平成28年3月31日現在の実保有株式数と同一であります。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が 17単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
阪神電気鉄道(株)	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	14,749	11.78
阪急阪神ホールディングス(株)	大阪府池田市栄町1番1号	10,336	8.26
(株)高島屋	東京都中央区日本橋2丁目4番1号	6,259	5.00
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,761	3.00
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託 口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,636	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,604	2.88
イズミヤ共和会	大阪府大阪市西成区花園南1丁目4-4号	2,505	2.00
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー (常任代理人 (株)三井住友銀行)	15A, AVENUE J.F.KENNEDY L-1855 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内1丁目3番2号)	2,170	1.73
H2Oリテイリンググループ従業員持株会	大阪府大阪市北区角田町8-7 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)内	1,647	1.32
ジェイピーモルガンチェースバンク 380684 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,522	1.22
計	—	50,193	40.09

(注) 上記のほか当社所有の自己株式 1,819千株(1.45%)があります。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,819,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,010,800	1,230,108	同上
単元未満株式	普通株式 371,096	—	同上
発行済株式総数	125,201,396	—	—
総株主の議決権	—	1,230,108	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,700株(議決権の数17個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式77株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	大阪市北区角田町8番7号	1,819,500	—	1,819,500	1.45
計	—	1,819,500	—	1,819,500	1.45

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、当社及び当社子会社の株式会社阪急阪神百貨店の取締役（社外取締役除く）及び執行役員の中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、平成20年5月13日開催の取締役会において年功的・固定的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、これに代えて当社株式の価値と連動する株式報酬型ストック・オプションを付与することを決議しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成21年1月30日開催の取締役会において平成20年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成21年1月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員6名並びに子会社(株)阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年1月28日開催の取締役会において平成21年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成22年1月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員7名並びに子会社(株)阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年2月24日開催の取締役会において平成22年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成23年2月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年1月26日開催の取締役会において平成23年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成24年1月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員7名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成25年1月31日開催の取締役会において平成24年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成25年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年1月31日開催の取締役会において平成25年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成26年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成27年1月30日開催の取締役会において平成26年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成27年1月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成28年1月28日開催の取締役会において平成27年度における株式報酬型ストック・オプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成28年1月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,694	13,656,616
当期間における取得自己株式	165	298,205

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)1	56,638	61,974,665	1,000	1,101,000
保有自己株式数(注)2	1,819,577	—	1,818,742	—

(注)1. 当事業年度の内訳は、ストック・オプションの行使による処分(株式数56,500株、処分価額61,635,500円)及び単元未満株式の買増し請求による処分(株式数138株、処分価額の総額339,165円)であります。また、当期間は、ストック・オプションの行使による処分であります。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増し、ストック・オプションの権利行使による株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、事業年度ごとの業績をベースにして、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュ・フローを勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益、連結純資産、連結キャッシュ・フローの中長期の計画から総合的に判断して最適な成果配分を行ってまいります。

配当の回数・時期につきましては、中間配当を11月、期末配当を6月に、それぞれ予定しております。また、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の1株当たり年間配当額につきましては、35円といたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成27年10月29日 取締役会決議	2,158	17.50
平成28年5月12日 取締役会決議	2,159	17.50



#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	719	1,028	1,140	(871) 2,417	2,976
最低(円)	517	629	687	(716) 1,639	1,705

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成26年6月24日開催の定時株主総会決議により、平成26年9月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を実施いたしました。第96期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は( )にて記載しております。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	2,430	2,790	2,649	2,382	2,194	2,060
最低(円)	2,239	2,319	2,266	1,870	1,705	1,901

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率 8.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 取締役社長	食品事業・ 事業創造本部 担当	鈴木 篤	昭和31年4月5日	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 当社SC事業部統括部長 平成15年4月 株式会社阪急ショッピングセンター 開発(現株式会社阪急商業開発)代 表取締役専務執行役員 平成18年4月 当社執行役員 平成26年3月 当社取締役 平成26年4月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	12,200
代表取締役	百貨店事業担当	荒木 直也	昭和32年5月14日	昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 当社郊外店舗開発室長 平成16年4月 当社執行役員 平成24年3月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役 社長(現任) 平成24年6月 当社代表取締役(現任)	(注)2	8,800
代表取締役 専務執行役員	総務人事室・ 広報室担当	林 克弘	昭和33年1月20日	昭和57年4月 当社入社 平成14年4月 当社広報室長 平成16年4月 当社販売促進部統括部長 平成17年4月 当社コンプライアンス室長 平成19年4月 当社総務室長 平成21年6月 当社取締役執行役員 平成26年4月 当社取締役常務執行役員 平成27年4月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)	(注)2	7,600
取締役 相談役		梶岡 俊一	昭和15年4月1日	昭和39年4月 当社入社 昭和60年9月 当社マーチャンダイジング推進部部 長 平成6年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社代表取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役会長 平成19年10月 当社代表取締役会長兼CEO 平成27年4月 当社取締役相談役(現任)	(注)2	49,955
取締役		八木 誠	昭和24年10月13日	昭和47年4月 関西電力株式会社入社 平成17年6月 同社取締役 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	(注)2	300
取締役		角 和夫	昭和24年4月19日	昭和48年4月 阪急電鉄株式会社(現 阪急阪神ホー ルディングス株式会社)入社 平成12年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成19年10月 当社取締役(現任)	(注)2	17,200
取締役		四條 晴也	昭和33年8月15日	昭和56年3月 イズミヤ株式会社入社 平成17年5月 同社取締役 平成20年2月 同社常務取締役執行役員 平成21年2月 同社常務取締役常務執行役員 平成23年5月 同社専務取締役専務執行役員 平成26年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年6月 当社代表取締役 平成28年6月 当社取締役(現任)	(注)2	8,380
取締役 常務執行役員	経営企画室長、 アセットマネジ メント企画室・ 財務室・システム 企画室担当	森 忠嗣	昭和38年9月22日	昭和62年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営政策室長 平成18年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成24年3月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)2	5,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等 委員)		小西敏允	昭和19年4月17日	昭和42年4月 当社入社 昭和63年9月 当社経理部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 阪急食品工業株式会社代表取締役社長 平成14年6月 当社顧問 平成16年6月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	14,400
取締役 (監査等委員)		番尚志	昭和21年9月30日	昭和44年4月 三菱倉庫株式会社入社 平成12年6月 同社取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成22年6月 同社取締役会長 平成25年4月 同社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役(現任) 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	1,200
取締役 (監査等委員)		中野健二郎	昭和22年8月13日	昭和46年4月 株式会社住友銀行入行 平成10年4月 同行取締役 平成14年6月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成16年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成17年6月 同行専務取締役兼専務執行役員 平成18年4月 同行代表取締役兼副頭取執行役員 平成20年4月 同行代表取締役副会長 平成22年6月 京阪神不動産株式会社(現京阪神ビルディング株式会社)代表取締役社長 平成28年6月 同社取締役会長(現任) 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	—
取締役 (監査等委員)		石原真弓	昭和38年5月3日	平成9年4月 大阪弁護士会弁護士登録 平成9年4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	—
計						125,135

- (注) 1. 取締役 八木 誠氏、番 尚志氏、中野 健二郎氏、石原 真弓氏は、社外取締役であります。
2. 平成28年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
3. 平成28年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
4. 平成28年6月22日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
5. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長 小西 敏允氏、委員 番 尚志氏、委員 中野 健二郎氏、委員 石原 真弓氏

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

##### ア. 企業統治の体制の概要と採用理由

エイチ・ツー・オー リテイリンググループでは、持株会社である当社がグループ全体の経営企画及び管理・監督機能を担い、グループ会社において適法・適正で、迅速かつ効率的な事業を推進するためのガバナンス体制を構築することにより、企業価値の向上を目指しております。

当社は、中長期的な企業価値の向上を実現していくため、平成28年6月22日開催の定時株主総会における承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会設置会社には、3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員会を構成する監査等委員である取締役は、取締役会の議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く）に関与することができ、監査等委員会は他の取締役の選解任や報酬について株主総会において意見を述べるため、監督機能の向上が期待できます。さらに、取締役の過半数が社外取締役である場合または定款の定めがある場合に、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができ、より迅速な意思決定及び機動的な業務執行が可能となります。

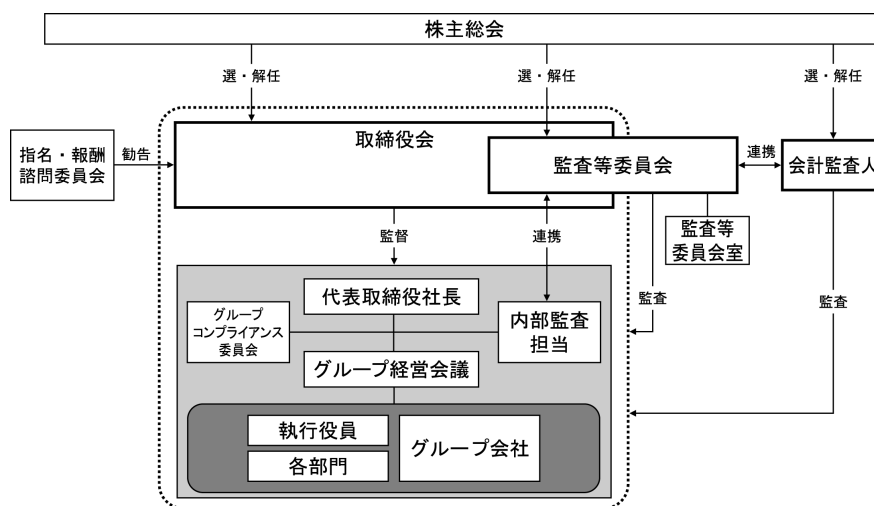
監査等委員会設置会社への移行後、当社の取締役会は、取締役12名（うち、監査等委員である取締役は4名）で構成され、そのうち社外取締役は4名（うち、監査等委員である取締役は3名）となりますので、取締役会における社外取締役の比率は3分の1となります。

なお、移行にあたり、過半数の委員を社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会の設置を継続するとともに、常勤の監査等委員を設置いたします。

また、当社グループの経営上の迅速な意思決定と効率的な管理のため、取締役会の前置機関として「グループ経営会議」を設置し、グループ各社における重要事項について決定を行っております。そして、当社を含めたグループ各社においては、執行役員制度の導入により業務執行責任を明確にし、執行役員の業務執行を各社の取締役及び取締役会が管理・監督する体制を採っております。

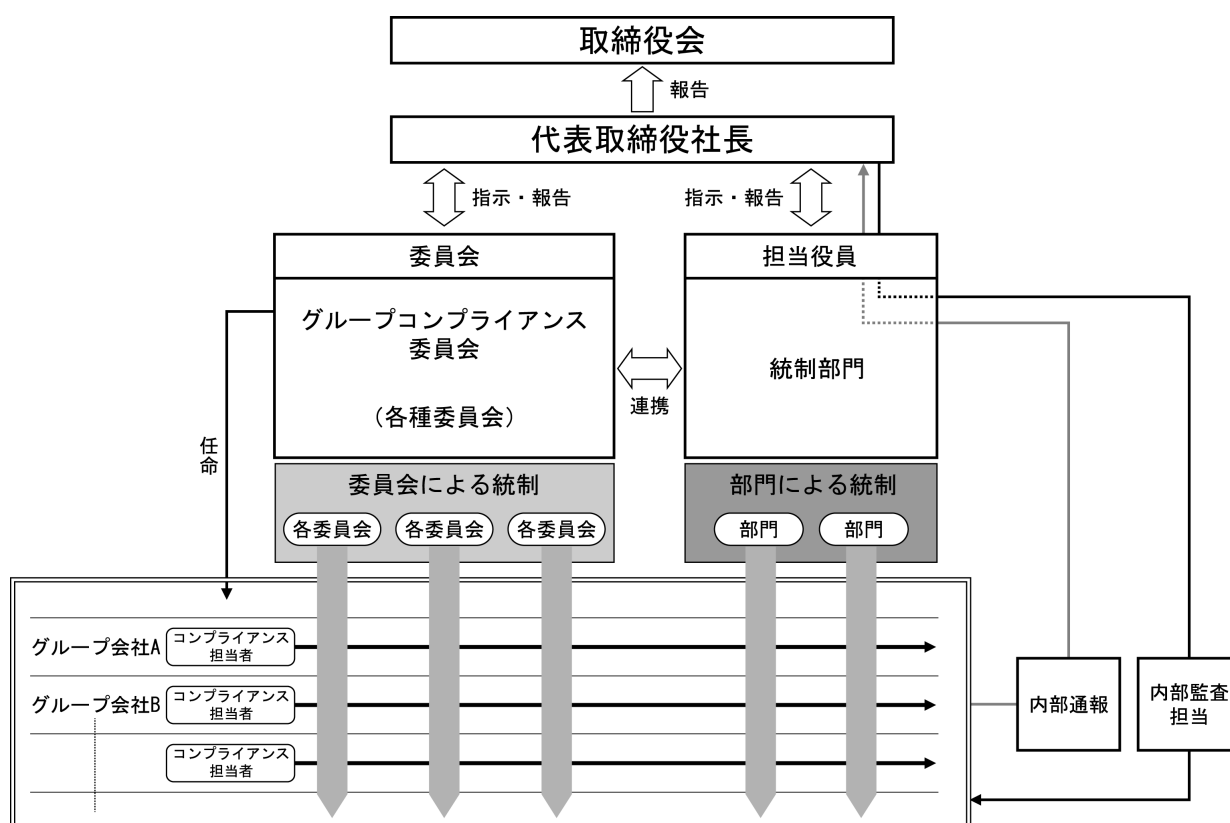
そして、取締役及び取締役会並びに執行役員の業務の執行状況を監査等委員会が監査しております。

#### ■コーポレート・ガバナンス体制



イ. 「内部統制システム」及び「リスク管理体制」の整備の状況

■グループコンプライアンス推進・リスク管理体制



当社における、業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容は、以下のとおりです。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

《コンプライアンス》

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H20リテリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各社におけるコンプライアンス推進の責任者として各社の社長（当社・株式会社阪急阪神百貨店・イズミヤ株式会社・株式会社阪急オアシスは総務担当役員）をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

また、内部監査担当を設置し、内部監査に関する規程に従い、当社グループの内部監査を実施いたします。

《財務報告の信頼性を確保するための体制の整備》

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

《反社会的勢力の排除に向けた体制の整備》

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H20リテリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

《リスク管理体制》

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「グループコンプライアンス委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各社が事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

E. 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

F. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ（以下、「監査等委員会専任スタッフ」といいます）を任命いたします。また、監査等委員会専任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

G. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員と代表取締役、監査等委員と監査等委員会専任スタッフ及び内部統制部門（財務室、総務人事室、システム企画室等）スタッフとの会合、グループ監査役連絡会（当社からは監査等委員が出席）の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査等委員の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査等委員または監査役に報告し、報告を受けた監査等委員または監査役は直ちに当社監査等委員会に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査等委員会への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査等委員会または監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

#### H. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会専任スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(i) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H20リテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を図っております。

当事業年度は、「内部統制システムの整備」について、会社法上取締役会での決議を義務付けられていない当社グループ各社においても取締役会決議を行い、当社グループ各社におけるコンプライアンス及びリスク管理に対する意識向上を図り、当社グループ全体の内部統制の強化に努めました。

(ii) コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、公正取引、品質管理、情報セキュリティに関する各種グループ委員会において、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。

また、当事業年度は、当社グループ各社の役員を対象に、取締役・監査役・執行役員としての基本知識の向上を図るための弁護士によるセミナーや、マイナンバー制度の導入に伴う対応について周知を図るための説明会を開催いたしました。

さらに、当社グループ各社において、自社に存在するリスクについて、当事業年度中に最優先課題の抽出から、その解消・低減に向けた対策までを行う取組みを実施、また、新たにグループイントラネットを開設し、当社グループ全体における情報連携の強化を図る取組みを行いました。

内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、その状況について社長及び監査役へ定期的に報告しております。

財務報告の信頼性を確保するための取組みとしては、期初に当事業年度の評価範囲の見直しを行い、事業規模の拡大に伴い株式会社阪急ベーカーリーを評価範囲に加えるとともに、2014年に経営統合したイズミヤ株式会社における統制の強化を行うなど、当社グループ全体の統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。

反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

(iii) 監査を支える体制においては、引き続き、監査役の職務を補助する専任のスタッフ7名を監査役の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフを当社グループ各社の監査役として選任しております。

また、監査役と代表取締役の会合及び内部統制部門スタッフとの会合を定期的にも実施するとともに、常勤監査役がグループ経営会議などの重要な会議に出席しております。

#### ② 内部監査・監査等委員会監査及び会計監査の状況

当社の監査等委員である取締役は4名で、3名が社外取締役、1名が取締役（常勤監査等委員）であります。社外取締役には、企業経営経験者や法務等専門的知見を有する者が就任するとともに、常勤監査等委員には、約30年にわたって当社の経理業務に携わり、経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した社内出身者が就任しております。また、常勤監査等委員は、取締役及び使用人に対し報告徴収権、調査権を持つ監査等委員として選定されております。加えて、監査等委員会室にスタッフ(7名)を置き、監査等委員会監査の充実を図っております。

内部監査については、内部監査担当(4名)・J-SOX担当(3名)を置き、定期的なヒアリング調査に加え、継続的に実地監査を実施し、業務の改善提案を行うことや財務報告に係る内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価を行うことなどで監査機能の強化に努めます。

監査等委員会監査については、監査計画等に従い取締役会、代表取締役との定例会合に監査等委員が出席し、監査等委員である社外取締役は豊富な経営経験や弁護士としての専門的立場から、適宜、意見、質問等の発言を行います。また、「グループ経営会議」（原則月1回開催）、「グループコンプライアンス委員会」（随時開催）には常勤監査等委員が出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要案件に関する決裁書及び議事録の閲覧や内部統制部門から業務執行状況の直接聴取を行います。子会社監査については中核会社である株式会社阪急阪神百貨店及びビズミヤ株式会社の監査役に常勤監査等委員が、その他の子会社の監査役には、監査等委員会専任スタッフが監査役として就任して監査態勢を充実するとともに、往査を中心とした現場に密着したモニタリングや四半期毎にグループ監査役連絡会を開催し監査計画の進捗を確認するなどで実効的な監査の実施に努めます。

内部監査との連携については、常勤監査等委員が期初に業務監査を中心とした監査計画を確認し、随時監査計画の進捗及び調査結果の報告を受け、意見交換を行うことによって監査機能の強化に努めます。

また、会計監査については有限責任 あずさ監査法人を選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士は新田東平氏、杉田直樹氏、紀平聡志氏の3名、会計監査業務に係る補助者は公認会計士14名、その他9名であります。監査計画策定にあたっては重点監査項目の擦り合わせを行うほか、原則月1回常勤監査等委員が監査結果の報告を受け、監査等委員会では監査計画の進捗について相互に確認を行うことによって緊密な連携を行います。

なお、監査等委員会では常勤監査等委員より、監査の状況が詳細に報告、説明されるとともに経営課題についての議論を通じて共通の監査意見が形成されております。

### ③ 社外取締役

当社は、平成28年6月22日開催の定時株主総会における承認をもって、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。移行後の当社の社外取締役は4名（うち、監査等委員である取締役は3名）であります。

#### ア. 社外取締役との関係

社外取締役八木誠氏は、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社社外取締役として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当社は引き続き同氏の経験等を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、当社は、後記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしているため、同氏を独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は関西電力株式会社代表取締役社長であります。同社と当社との間に開示すべき特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役番尚志氏は、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社社外取締役として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当社は引き続き同氏の経験等を当社の経営の監督及び監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社は、後記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしているため、同氏を独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は三菱倉庫株式会社相談役であります。同社は当社の発行済株式総数の0.57%を、当社は三菱倉庫株式会社の発行済株式総数の0.63%を、それぞれ保有しております。なお、同社と当社との間に開示すべき特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役中野健二郎氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験、実績、知見等を有していることから、当社の経営の監督及び監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏が過去に取締役就任していた株式会社三井住友銀行は、現在当社の主要取引銀行ですが、同氏が同社の取締役を退任されてから5年間以上が経過しており、その間も同社の顧問等にも就いていないことから、後記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしているため、同氏を独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は京阪神ビルディング株式会社取締役会長であります。同社と当社との間に開示すべき特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役石原真弓氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に携わった経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識、経験等を有していることから、当社の経営の監督及び監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社は、後記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしているため、同氏を独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。



なお、各社外取締役の所有当社株式数につきましては、5「役員状況」をご覧ください。

社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

#### 社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるためには、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当しないことを条件とする。

1. 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注1）、またはその業務執行取締役、執行役その他これらに準じる者または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）である者
2. 当社グループの主要な取引先である者（注2）、またはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に、一定額（注3）を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属し、監査業務を実際に担当する者
5. 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有を含む。）、またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
7. 当社グループの業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者
8. 阪急阪神東宝グループ（当社グループを含む。）の業務執行者
9. 当社グループから一定額（注4）を超える寄付を受けている者、または法人、組合等の団体の場合、その業務執行者
10. 上記1から9に関して過去5年間（ただし、上記8に関して当社グループの業務執行者については、過去10年間）において、該当していた者
11. その配偶者または二親等以内の親族が、上記1から10のいずれか（上記3および4を除き、重要な者（注5）に限る。）に該当する者
12. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループへの取引先の取引額が1億円または当該取引先の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。
2. 「当社グループの主要な取引先である者」とは、①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループの取引先への取引額が当社の年間連結売上高の2%を超える者、および②当社グループが負債を負っている取引先であって、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
3. 「一定額」とは、①当該専門家が個人として当社グループに役員提供している場合は、直近事業年度における当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）について、年間10百万円、②当該専門家が所属している法人、組合等の団体が当社グループに役員提供している場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額について、当該団体の年間総収入金額の2%をいう。
4. 「一定額」とは、直近事業年度において、年間10百万円をいう。
5. 「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

イ. 社外取締役及び社外監査役の当事業年度における主な活動状況等

役員区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	番 尚志	平成27年6月24日就任以降に開催された取締役会5回(書面決議を除く)の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行なっております。
取締役	八木 誠	平成27年6月24日就任以降に開催された取締役会5回(書面決議を除く)の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行なっております。
監査役	高井 英幸	当事業年度開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	高村 順久	当事業年度開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的立場から、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	室町 正志	当事業年度開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。

(注) 社外監査役 高井英幸、高村順久、室町正志の各氏は、平成28年6月22日開催の当社定時株主総会で退任しております。

④ 役員報酬等

ア. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬型 ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	232	130	53	48	8
監査役 (社外監査役を除く)	23	23	—	—	1
社外役員	37	37	—	—	6

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

平成28年6月22日開催の第97期定時株主総会決議前の方針は、次のとおりです。

役員の報酬につきましては、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、役員報酬は、役位に対して支給される業績に直接連動しない月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与、株価に連動する株式報酬型ストックオプションから構成しております。ただし、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その求められる役割に鑑み、決定しております。

また、監査役の報酬については、その役割に鑑み月例報酬のみで構成し、取締役の報酬額も勘案し、監査役の協議によって決定しております。

なお、株主総会決議に基づく報酬額限度額は、次のとおりです。

1. 基本報酬は、第69期定時株主総会(昭和63年6月29日開催)において、全取締役は月額26百万円以内、全監査役は月額4百万円以内と決議しております。
2. 賞与は、株主総会において毎回決議しております。
3. 株式報酬型ストックオプションは、第89期定時株主総会(平成20年6月24日開催)において、上記1の月額報酬額とは別枠で、取締役(社外取締役除く)に対する報酬額を年額1億20百万円以内と決議しております。

平成28年6月22日開催の第97期定時株主総会決議後の方針は、次のとおりです。

業務執行取締役の報酬につきましては、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、報酬は、役位に対して支給される業績に直接連動しない月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与、株価に連動する株式報酬型ストック・オプションから構成しております。

なお、非業務執行取締役（監査等委員を含む）の報酬については、その役割に鑑み月例報酬のみで構成しております。

なお、平成28年6月22日開催の第97期定時株主総会決議に基づく報酬額限度額は、次のとおりです。

1. 基本報酬の総額は、第97期定時株主総会（平成28年6月22日開催）において、監査等委員である取締役を除く取締役は年額3億円以内（うち、社外取締役は500万円以内）、監査等委員である取締役は年額900万円以内と決議しております。
2. 賞与は、株主総会において毎回決議しております。
3. 株式報酬型ストック・オプションは、第97期定時株主総会（平成28年6月22日開催）において、上記1の年額報酬とは別枠で、監査等委員である取締役を除く取締役（社外取締役を除く）に対する報酬額の総額を年額1億2000万円以内と決議しております。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び会計監査人と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める限度額であります。

#### ⑥ 取締役の責任免除

当社は、取締役がその職務を遂行するにあたり、萎縮することなくその責務を果たし、また、見識・経験ともに豊かな社外取締役を今後とも招聘できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び第97期定時株主総会（平成28年6月22日開催）において決議された定款一部変更の効力発生以前の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

#### ⑦ 取締役の定数

当社の監査等委員である取締役を除く取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

#### ⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### ⑨ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営状況に即応した配当政策の実施を可能とするため剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

#### ⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことが可能となるよう、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑪ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるエイチ・ツー・オー リテイリング㈱については以下のとおりであります。

ア. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 46 銘柄  
 貸借対照表計上額 70,511 百万円

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東宝㈱	13,664,280	40,145	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
㈱高島屋	33,084,000	39,072	業務提携による両社の関係強化のため
㈱三菱UFJ フィナンシャル・グループ	3,012,740	2,240	財務政策上の理由により保有
三菱倉庫㈱	1,109,000	2,079	事業運営上の関係強化のため
㈱梅の花	374,500	975	業務提携による両社の関係強化のため
アサヒグループホールディングス㈱	217,360	828	事業運営上の関係強化のため
㈱ワコールホールディングス	534,000	721	事業運営上の関係強化のため
㈱三井住友フィナンシャルグループ	117,241	539	財務政策上の理由により保有
㈱大和証券グループ本社	504,998	477	財務政策上の理由により保有
三井住友トラスト・ ホールディングス㈱	248,719	123	財務政策上の理由により保有
朝日放送㈱	90,000	96	事業活動の円滑な遂行のため
㈱オンワードホールディングス	109,940	92	事業運営上の関係強化のため
㈱大林組	100,000	78	事業活動の円滑な遂行のため
㈱アプラスフィナンシャル	537,519	72	事業運営上の関係強化のため
東洋製罐グループ ホールディングス㈱	33,000	58	事業活動の円滑な遂行のため
東京海上ホールディングス㈱	12,600	57	財務政策上の理由により保有
㈱東京楽天地	55,000	27	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
小林製薬㈱	900	7	事業運営上の関係強化のため
東京テアトル㈱	50,000	6	事業活動の円滑な遂行のため
㈱三越伊勢丹ホールディングス	1,437	2	事業活動の円滑な遂行のため
㈱ロイヤルホテル	10,132	2	事業活動の円滑な遂行のため
深川製磁㈱	10,000	1	事業活動の円滑な遂行のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東宝(株)	13,664,280	40,459	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
(株)高島屋	17,774,000	16,725	業務提携による両社の関係強化のため
三菱倉庫(株)	1,109,000	1,639	事業運営上の関係強化のため
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	3,012,740	1,571	財務政策上の理由により保有
加藤産業(株)	363,300	1,011	事業運営上の関係強化のため
(株)梅の花	374,500	969	業務提携による両社の関係強化のため
アサヒグループホールディングス(株)	217,360	762	事業運営上の関係強化のため
(株)ワコールホールディングス	534,000	717	事業運営上の関係強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	120,528	411	財務政策上の理由により保有
上新電機(株)	112,000	96	事業運営上の関係強化のため
(株)オンワードホールディングス	119,563	91	事業運営上の関係強化のため
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	253,701	83	財務政策上の理由により保有
東洋製罐グループ ホールディングス(株)	33,000	69	事業活動の円滑な遂行のため
(株)東京楽天地	55,000	26	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
(株)アプラスフィナンシャル	119,451	12	事業運営上の関係強化のため
東京テアトル(株)	50,000	6	事業活動の円滑な遂行のため
(株)三越伊勢丹ホールディングス	1,437	1	事業活動の円滑な遂行のため
深川製磁(株)	10,000	0	事業活動の円滑な遂行のため

ウ. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

エ. 保有目的を変更した投資株式  
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	52	6	66	—
連結子会社	142	—	138	—
計	195	6	205	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社である蘇州泉屋百貨有限公司の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対する監査報酬は2百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「IT内部統制の高度化支援業務」「コンフォートレター業務」であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の額は、監査対象項目と監査内容・手続、監査日数、監査報酬見積り内容の妥当性を検討し、当社の事業規模・業務特性等を総合的に勘案した上で決定しております。

また、監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに同業他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続、報酬見積りの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(注) 平成28年6月22日開催の第97期定時株主総会決議前の役職名を記載しております。当社は、中長期的な企業価値の向上を実現していくため、平成28年6月22日開催の定時株主総会における承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催するセミナーに参加することで、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等に的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	44,381	48,521
受取手形及び売掛金	39,158	46,785
商品及び製品	35,623	33,959
仕掛品	139	186
原材料及び貯蔵品	1,263	1,361
繰延税金資産	5,701	4,910
未収入金	7,247	4,710
その他	(注5) 6,818	(注5) 5,949
貸倒引当金	△427	△814
流動資産合計	139,905	145,570
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	(注1),(注3) 325,844	(注1),(注3) 323,276
減価償却累計額	△208,892	△209,521
建物及び構築物(純額)	116,951	113,755
機械装置及び運搬具	(注1) 8,494	(注1) 8,967
減価償却累計額	△5,101	△5,342
機械装置及び運搬具(純額)	3,392	3,625
土地	(注1),(注3),(注4) 124,406	(注1),(注3),(注4) 124,341
建設仮勘定	503	834
その他	(注1),(注3) 45,362	(注1),(注3) 46,831
減価償却累計額	△35,523	△35,927
その他(純額)	9,839	10,904
有形固定資産合計	255,093	253,461
無形固定資産		
のれん	7,127	5,997
その他	12,703	11,733
無形固定資産合計	19,830	17,730
投資その他の資産		
投資有価証券	(注2) 127,086	(注2) 97,513
長期貸付金	3,268	3,993
差入保証金	(注3) 74,486	(注3) 71,191
繰延税金資産	10,184	8,945
その他	2,456	1,868
貸倒引当金	△434	△3,232
投資その他の資産合計	217,047	180,279
固定資産合計	491,971	451,471
資産合計	631,877	597,041



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	61,921	(注3) 62,235
1年内償還予定の社債	100	2,100
コマーシャル・ペーパー	6,500	-
1年内返済予定の長期借入金	(注3) 14,773	(注3) 10,077
未払金	17,139	13,671
リース債務	929	963
未払法人税等	5,126	5,807
繰延税金負債	0	0
商品券	20,361	21,785
賞与引当金	5,465	5,048
役員賞与引当金	147	148
店舗等閉鎖損失引当金	5,208	295
ポイント引当金	2,276	2,097
資産除去債務	512	383
その他	33,363	32,610
流動負債合計	173,826	157,225
固定負債		
社債	18,700	16,600
長期借入金	(注3) 110,996	(注3) 100,879
繰延税金負債	26,676	20,622
再評価に係る繰延税金負債	(注4) 281	(注4) 265
役員退職慰労引当金	176	205
商品券等回収引当金	2,675	3,183
退職給付に係る負債	22,984	20,463
長期未払金	336	268
リース債務	5,970	7,535
長期預り保証金	12,900	12,103
資産除去債務	2,424	2,576
その他	2,269	2,524
固定負債合計	206,391	187,228
負債合計	380,218	344,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,796	17,796
資本剰余金	93,100	92,783
利益剰余金	105,715	115,820
自己株式	△3,478	△3,387
株主資本合計	213,134	223,013
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	39,783	30,333
繰延ヘッジ損益	649	185
土地再評価差額金	(注4) 109	(注4) 125
為替換算調整勘定	0	182
退職給付に係る調整累計額	△2,914	△2,285
その他の包括利益累計額合計	37,627	28,541
新株予約権	892	1,028
非支配株主持分	3	3
純資産合計	251,659	252,587
負債純資産合計	631,877	597,041

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	
売上高		844,819		915,690
売上原価	(注1)	603,401	(注1)	649,326
売上総利益		241,417		266,363
販売費及び一般管理費				
給料及び手当		72,520		79,002
賃借料		36,152		37,660
その他		111,387		125,875
販売費及び一般管理費合計		220,059		242,538
営業利益		21,358		23,825
営業外収益				
受取利息		86		102
受取配当金		960		1,177
諸債務整理益		1,240		792
持分法による投資利益		54		68
その他		1,378		1,028
営業外収益合計		3,720		3,169
営業外費用				
支払利息		1,201		1,244
商品券等回収引当金繰入額		1,377		1,136
その他		1,280		1,552
営業外費用合計		3,859		3,933
経常利益		21,219		23,060
特別利益				
投資有価証券売却益		409	(注2)	8,508
店舗等閉鎖損失引当金戻入額		-	(注3)	629
固定資産売却益	(注4)	110	(注4)	113
負ののれん発生益	(注5)	10,030		-
関係会社株式売却益	(注6)	295		-
特別利益合計		10,846		9,251
特別損失				
減損損失	(注7)	2,333	(注7)	3,836
店舗等閉鎖損失	(注7),(注8)	7,872	(注7),(注8)	2,855
固定資産除却損	(注9)	456	(注9)	1,153
進路設計支援費用	(注10)	616	(注10)	92
店舗建替関連損失	(注7),(注11)	3,204		-
特別損失合計		14,483		7,937
税金等調整前当期純利益		17,582		24,374
法人税、住民税及び事業税		6,801		9,140
法人税等調整額		△780		1,180
法人税等合計		6,021		10,321
当期純利益		11,561		14,053
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△25		0
親会社株主に帰属する当期純利益		11,586		14,053

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
当期純利益	11,561	14,053
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18,146	△9,449
繰延ヘッジ損益	0	△32
土地再評価差額金	28	15
為替換算調整勘定	0	21
退職給付に係る調整額	1,213	629
持分法適用会社に対する持分相当額	648	△271
その他の包括利益合計	(注) 20,038	(注) △9,086
包括利益	31,600	4,966
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	31,624	4,966
非支配株主に係る包括利益	△24	0

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	48,273	96,901	△154	162,817
会計方針の変更による累積的影響額			3		3
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,796	48,273	96,904	△154	162,820
当期変動額					
剰余金の配当			△2,773		△2,773
親会社株主に帰属する当期純利益			11,586		11,586
自己株式の取得・処分		7		△3,493	△3,486
株式交換による増加		44,819		169	44,988
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の減少高			△1		△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	44,826	8,811	△3,324	50,314
当期末残高	17,796	93,100	105,715	△3,478	213,134

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	21,636	—	81	—	△4,128	17,589	676	1,194	182,277
会計方針の変更による累積的影響額									3
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,636	—	81	—	△4,128	17,589	676	1,194	182,280
当期変動額									
剰余金の配当									△2,773
親会社株主に帰属する当期純利益									11,586
自己株式の取得・処分									△3,486
株式交換による増加									44,988
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の減少高									△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,146	649	28	0	1,213	20,038	216	△1,190	19,064
当期変動額合計	18,146	649	28	0	1,213	20,038	216	△1,190	69,378
当期末残高	39,783	649	109	0	△2,914	37,627	892	3	251,659

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	93,100	105,715	△3,478	213,134
会計方針の変更による累積的影響額		△269	△248		△517
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,796	92,831	105,467	△3,478	212,616
当期変動額					
剰余金の配当			△3,700		△3,700
親会社株主に帰属する当期純利益			14,053		14,053
自己株式の取得・処分		△43		91	48
連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に伴う資本剰余金の減少高		△4			△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△47	10,352	91	10,397
当期末残高	17,796	92,783	115,820	△3,387	223,013

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	39,783	649	109	0	△2,914	37,627	892	3	251,659
会計方針の変更による累積的影響額									△517
会計方針の変更を反映した当期首残高	39,783	649	109	0	△2,914	37,627	892	3	251,141
当期変動額									
剰余金の配当									△3,700
親会社株主に帰属する当期純利益									14,053
自己株式の取得・処分									48
連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に伴う資本剰余金の減少高									△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,449	△464	15	181	629	△9,086	136	0	△8,950
当期変動額合計	△9,449	△464	15	181	629	△9,086	136	0	1,446
当期末残高	30,333	185	125	182	△2,285	28,541	1,028	3	252,587

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,582	24,374
減価償却費	15,149	16,230
減損損失	2,333	3,836
店舗建替関連損失	2,458	-
店舗等閉鎖損失	2,116	1,926
のれん償却額	686	612
負ののれん発生益	△10,030	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△114	3,185
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,483	△406
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	19	1
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△1,619	△2,059
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2	28
商品券等回収引当金の増減額 (△は減少)	592	508
店舗等閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	5,168	△3,685
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	28	△177
受取利息及び受取配当金	△1,046	△1,280
支払利息	1,201	1,244
持分法による投資損益 (△は益)	△54	△68
関係会社株式売却損益 (△は益)	△295	-
固定資産売却損益 (△は益)	△110	△113
固定資産除却損	456	932
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△409	△8,508
売上債権の増減額 (△は増加)	3,586	△7,763
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△125	△528
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,115	853
未払消費税等の増減額 (△は減少)	888	△1,832
その他	4,676	5,710
小計	32,541	33,020
利息及び配当金の受取額	979	1,214
利息の支払額	△1,264	△1,239
法人税等の支払額	△6,787	△8,455
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,468	24,539

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額 (△は増加)	1	18
有形固定資産の取得による支出	△32,931	△18,803
有形固定資産の売却による収入	229	1,271
無形固定資産の取得による支出	△2,517	△2,249
無形固定資産の売却による収入	21	1
資産除去債務の履行による支出	△57	△536
投資有価証券の取得による支出	△10,708	△1,013
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	475	24,373
短期貸付金の回収による収入	-	917
長期貸付けによる支出	△379	△917
長期貸付金の回収による収入	170	257
差入保証金の差入による支出	△5,908	△864
差入保証金の回収による収入	2,243	3,117
子会社株式の取得による支出	△3	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	(注3) 215	(注3) 279
その他	△13	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,162	5,852
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	84	△6,500
長期借入れによる収入	71,550	2,750
長期借入金の返済による支出	△49,927	△17,563
社債の発行による収入	9,938	-
社債の償還による支出	△100	△100
自己株式の売却による収入	23	0
自己株式の取得による支出	△3,509	△13
配当金の支払額	△2,773	△3,700
非支配株主への配当金の支払額	△9	-
リース債務の返済による支出	△1,115	△1,077
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,161	△26,207
現金及び現金同等物に係る換算差額	101	△26
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	569	4,157
現金及び現金同等物の期首残高	35,383	44,334
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	(注2) 8,374	-
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	8	-
現金及び現金同等物の期末残高	(注1) 44,334	(注1) 48,492

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 55社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

当連結会計年度より、以下の会社を連結の範囲から除外しております。ただし、株式の売却及び会社清算までの期間に係る損益及びキャッシュ・フローについては、連結損益計算書、連結包括利益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に含めております。

- ・株式会社アバンティブックセンター（保有株式売却に伴うもの）
- ・木次リテイル・サービス株式会社（会社清算に伴うもの）
- ・株式会社阪急キャリアQスクール（会社清算に伴うもの）
- ・株式会社旬工房（会社清算に伴うもの）

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

KAZOKUTEI RESTAURANT INDIA PRIVATE LIMITED

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社名 寧波開発株式会社、株式会社阪急阪神ポイント

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

KAZOKUTEI RESTAURANT INDIA PRIVATE LIMITED

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社については、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので、この会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、2社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日と異なる決算日の子会社については、連結決算日までの間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

前連結会計年度において、決算日が2月末日であったイズミヤ株式会社及びその子会社については、決算日を3月31日に変更しております。この変更により、前連結会計年度における会計期間は、経営統合を行った平成26年6月1日から平成27年3月31日までの10か月間を連結しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ア. 有価証券

その他有価証券：

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法



イ. デリバティブ取引： 時価法

ウ. たな卸資産

原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

商品及び製品： 主として売価還元法

仕掛品： 主として個別法

原材料及び貯蔵品： 主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産：

主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

② リース資産：

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

イ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)につきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

エ. ポイント引当金

販売促進のためのポイント制度において、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額に基づき計上しております。

オ. 店舗閉鎖等閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

カ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員(執行役員を含む)の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、執行役員に係る当該引当金は30百万円であります。

キ. 商品券等回収引当金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来の回収見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、1年で費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ ヘッジ方針

金利関連のデリバティブ取引については、変動金利を固定に変換する目的で金利スワップ取引を行い、また、将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、投機目的取引及びレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理を適用している金利スワップ取引については、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金とほぼ同一であることから、有効性の判断は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

発生日以後5～20年間で均等償却しております。なお、金額的重要性が乏しいものは、発生連結会計年度に全額償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資を計上しております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理してまいります。

#### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん517百万円及び資本剰余金269百万円が減少するとともに、利益剰余金が248百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ37百万円増加しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期首残高は269百万円減少するとともに、利益剰余金の期首残高は248百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

#### (1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)または(分類3)に該当する場合の取扱い

#### (2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

(注) 1. 国庫補助金等の圧縮額

前連結会計年度以前及び当連結会計年度に取得した資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、次のとおりであり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	599百万円	623百万円
（うち、建物及び構築物）	496百万円	496百万円
（うち、機械装置及び運搬具）	23百万円	47百万円
（うち、土地）	44百万円	44百万円
（うち、その他）	34百万円	34百万円

(注) 2. 非連結子会社及び関連会社項目

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	11,730百万円	11,527百万円
（うち、共同支配企業に対する 投資の金額）	(11,329百万円)	(11,147百万円)

(注) 3. 担保資産及び担保付債務

(1) 銀行取引、小切手債務等に対する包括的な担保、並びに個別に対応する1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の担保

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物及び構築物	13,432百万円	6,844百万円
土地	30,853百万円	18,049百万円
その他	29百万円	24百万円
計	44,315百万円	24,919百万円
1年内返済予定の長期借入金	524百万円	282百万円
長期借入金	22,871百万円	22,549百万円
計	23,395百万円	22,831百万円

上記のうち、当連結会計年度に係る建物及び構築物117百万円、土地1,059百万円については、長期借入金に対して担保に供してはりましたが、対応する長期借入金は平成28年3月25日に完済しており、現在は担保に供していません。

(2) 割賦販売法に基づく供託金

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
差入保証金	169百万円	184百万円

(3) 青果物仕入に係る買掛金に対する保証金

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
差入保証金	— 百万円	10百万円

(注) 4. 当社及び一部の連結子会社において「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号並びに第4号に定める路線価、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年2月28日及び平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後帳簿価額との差額	△842百万円	△842百万円

(注) 5. 当社及び一部の連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関12社と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出コミットメントの総額	21,420百万円	21,420百万円
借入実行残高	— 百万円	— 百万円
差引額	21,420百万円	21,420百万円

一部の連結子会社においては、カードローン及びクレジットカード業務に付随するキャッシング業務等を行っております。当業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	29,203百万円	27,770百万円
貸出実行残高	1,721百万円	1,500百万円
差引額	27,482百万円	26,270百万円

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれている(前連結会計年度末の未実行残高27,482百万円、当連結会計年度末の未実行残高26,270百万円)ため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(連結損益計算書関係)

(注) 1. 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
350百万円	381百万円

(注) 2. 投資有価証券売却益の内訳

(当連結会計年度)

主としてエイチ・ツー・オー リテイリング(株)における(株)高島屋の株式売却に伴う売却益であります。

(注) 3. 店舗等閉鎖損失引当金戻入額の内訳

(当連結会計年度)

前連結会計年度末に計上した店舗等閉鎖損失引当金の見積りと実績または再見積りとの差額であります。

(注) 4. 固定資産売却益の内訳

(前連結会計年度)

主としてエイチ・ツー・オー リテイリング(株)における土地、建物等の売却益であります。

(当連結会計年度)

主として(株)家族亭における土地、建物等の売却益であります。

(注) 5. 負ののれん発生益の内訳

(前連結会計年度)

イズミヤ(株)との株式交換に伴う負ののれんの発生益であります。

(注) 6. 関係会社株式売却益

(前連結会計年度)

中野食品(株)及び寿製麺(株)の株式売却に伴う売却益であります。

(注) 7. 減損損失

(前連結会計年度)

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社名	資産 グループ名	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
(株)阪急阪神百貨店	阪神梅田本店 他	店舗	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 その他	大阪市北区 他	3,070
イズミヤ(株)	小山店 他	店舗	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 土地 その他	栃木県小山市 他	2,149
(株)阪食	東中浜店 他	店舗	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 その他	大阪市城東区 他	407
(株)阪急キッチンエール九州 他	(株)阪急キッチンエール九州 他	商 品 センター 他	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 土地 その他 のれん	福岡市博多区 他	1,281

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

㈱阪急阪神百貨店については、阪神梅田本店の建て替え準備工事で新たに取得した固定資産の一部について、建て替え工事期間中のキャッシュ・フローによる固定資産簿価の回収可能性を判断した結果、減損損失を認識いたしました。また、競合環境の激化に伴い、収益環境が厳しい一部店舗や、売場面積を縮小する一部店舗についても、減損損失を認識いたしました。

イズミヤ㈱については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

㈱阪食、㈱阪急キッチンエール九州他については、競合環境の激化に伴い、収益環境が厳しい一部店舗・設備他について、減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は使用価値を使用し、割引率は主に4.5%であります。

この結果、グループ合計で6,907百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、このうち㈱阪急阪神百貨店の阪神梅田本店に係る減損損失2,458百万円は、特別損失の店舗建替関連損失に、売場面積を縮小する一部店舗に係る減損損失100百万円は、特別損失の店舗等閉鎖損失に、それぞれ含めて表示しております。

また、イズミヤ㈱の小山店他に係る減損損失2,016百万円は、特別損失の店舗等閉鎖損失に含めて表示しております。

(当連結会計年度)

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社名	資産 グループ名	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
㈱阪急阪神百貨店	宝塚阪急 他	店舗	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 その他	兵庫県宝塚市 他	770
イズミヤ㈱	東寝屋川店 他	店舗	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 土地 その他	大阪府寝屋川市 他	3,369
㈱阪食	くまた店 他	店舗	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 その他	大阪市東住吉区 他	415
㈱阪急キッチンエール関西 他	㈱阪急キッチンエール関西 他	商品センター 他	建物及び構築物 機械装置及び運搬 具 土地 その他	大阪府吹田市 他	1,207

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

㈱阪急阪神百貨店については、競合環境の激化に伴い、収益環境が厳しい一部店舗について、減損損失を認識いたしました。

イズミヤ㈱については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

㈱阪食、㈱阪急キッチンエール関西他については、競合環境の激化に伴い、収益環境が厳しい一部店舗・設備他について、減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は使用価値を使用し、割引率は主に3.5%であります。

この結果、グループ合計で5,763百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、このうちイズミヤ㈱の八千代店他に係る減損損失1,926百万円は、特別損失の店舗等閉鎖損失に含めて表示しております。

## (注) 8. 店舗等閉鎖損失の内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
イズミヤ八千代店閉店	— 百万円	※2 1,265百万円
イズミヤ西岸和田店閉店	— 百万円	※2 713百万円
イズミヤハーバーランド店閉店	— 百万円	※2 490百万円
イズミヤ津高店閉店	— 百万円	108百万円
イズミヤ小山店閉店	※1 6,091百万円	— 百万円
イズミヤ板橋店閉店	※1 1,357百万円	— 百万円
モザイクダイニング 四条河原町閉店	107百万円	— 百万円
その他	※1 315百万円	277百万円
合計	7,872百万円	2,855百万円

## ※1 (前連結会計年度)

このうち店舗等閉鎖に伴う減損損失が2,116百万円含まれております。

## ※2 (当連結会計年度)

このうち店舗等閉鎖に伴う減損損失が1,926百万円含まれております。

## (注) 9. 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	228百万円	769百万円
機械装置及び運搬具	8百万円	15百万円
その他	219百万円	367百万円
合計	456百万円	1,153百万円

## (注) 10. 進路設計支援費用

## (前連結会計年度)

特別進路設計支援制度に基づく退職加算金及び再就職支援費用などであります。

## (当連結会計年度)

特別進路設計支援制度に基づく退職加算金及び再就職支援費用などであります。

## (注) 11. 店舗建替関連損失

## (前連結会計年度)

阪神梅田本店の建て替え工事に伴う、固定資産の減損損失などであります。



## (連結包括利益計算書関係)

(注) その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	26,033百万円	△6,774百万円
組替調整額	△420百万円	△8,507百万円
税効果調整前	25,613百万円	△15,281百万円
税効果額	△7,466百万円	5,832百万円
その他有価証券評価差額金	18,146百万円	△9,449百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1百万円	△50百万円
税効果額	△0百万円	17百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円	△32百万円
土地再評価差額金		
当期発生額	－ 百万円	－ 百万円
組替調整額	－ 百万円	－ 百万円
税効果調整前	－ 百万円	－ 百万円
税効果額	28百万円	15百万円
土地再評価差額金	28百万円	15百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	0百万円	21百万円
組替調整額	－ 百万円	－ 百万円
税効果調整前	0百万円	21百万円
税効果額	－ 百万円	－ 百万円
為替換算調整勘定	0百万円	21百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,509百万円	421百万円
組替調整額	682百万円	554百万円
税効果調整前	2,191百万円	975百万円
税効果額	△978百万円	△345百万円
退職給付に係る調整額	1,213百万円	629百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	648百万円	△271百万円
その他の包括利益合計	20,038百万円	△9,086百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	206,740,777	43,662,016	125,201,397	125,201,396

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成26年6月1日付のイズミヤ㈱との株式交換実施に伴う新株発行による増加

減少数の内訳は、次のとおりであります。

平成26年6月24日開催の定時株主総会決議により、平成26年9月1日付で実施した株式併合(2株を1株に併合)による減少

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,584,542	1,557,121	12,271,142	1,870,521

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

立会外買付取引による取得 1,500,000株

単元未満株式の買取りによる取得 55,242株

1株未満端数株式の買取りによる取得 1,879株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

イズミヤ㈱及び㈱家族亭との株式交換による減少 11,867,545株

株式併合による減少 380,063株

ストック・オプションの行使による減少 16,500株

単元未満株式の買増し請求による処分 7,034株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
エイチ・ツー・オー リテイリング㈱	ストック・オプションとしての平成21年3月発行新株予約権		—			37
	ストック・オプションとしての平成22年3月発行新株予約権		—			76
	ストック・オプションとしての平成23年3月発行新株予約権		—			88
	ストック・オプションとしての平成24年2月発行新株予約権		—			107
	ストック・オプションとしての平成25年3月発行新株予約権		—			191
	ストック・オプションとしての平成26年3月発行新株予約権		—			158
	ストック・オプションとしての平成27年3月発行新株予約権		—			233
合計			—			892

(注) スtock・オプションとしての平成27年3月発行新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	1,213	6.25	平成26年3月31日	平成26年6月3日
平成26年10月28日 取締役会	普通株式	1,560	12.50	平成26年9月30日	平成26年11月28日

(注) 当社は、平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合(2株を1株に併合)を実施いたしました。当連結会計年度の下段(平成26年10月28日取締役会決議分)につきましては、当該株式併合後の1株当たり配当金を記載しております。また、上段(平成26年5月9日取締役会決議分)につきましては、当該株式併合前の実際の配当金の額を記載しております。

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,541	12.50	平成27年3月31日	平成27年6月3日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

##### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	125,201,396	—	—	125,201,396

##### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,870,521	5,694	56,638	1,819,577

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる取得 5,694株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による減少 56,500株

単元未満株式の買増し請求による処分 138株

### 3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	ストック・オプションとしての平成21年3月発行新株予約権			—		25
	ストック・オプションとしての平成22年3月発行新株予約権			—		60
	ストック・オプションとしての平成23年3月発行新株予約権			—		70
	ストック・オプションとしての平成24年2月発行新株予約権			—		98
	ストック・オプションとしての平成25年3月発行新株予約権			—		185
	ストック・オプションとしての平成26年3月発行新株予約権			—		158
	ストック・オプションとしての平成27年3月発行新株予約権			—		233
	ストック・オプションとしての平成28年3月発行新株予約権			—		197
合計				—		1,028

(注) スtock・オプションとしての平成28年3月発行新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日取締役会	普通株式	1,541	12.50	平成27年3月31日	平成27年6月3日
平成27年10月29日取締役会	普通株式	2,158	17.50	平成27年9月30日	平成27年11月30日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,159	17.50	平成28年3月31日	平成28年6月1日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	44,381百万円 △47百万円	48,521百万円 △29百万円
現金及び現金同等物	44,334百万円	48,492百万円

(注) 2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式の取得により新たにイズミヤ株式会社とその連結子会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳と取得価額との関係は次のとおりです。

なお、当社の自己株式を交付したため、自己株式が123百万円減少し、資本剰余金が43,289百万円増加しております。

流動資産	49,370百万円
固定資産	155,132百万円
流動負債	△62,713百万円
固定負債	△88,293百万円
負ののれん発生益	△10,030百万円
非支配株主持分	△3百万円
株式の取得価額	<u>43,460百万円</u>

なお、流動資産には、連結開始時の現金及び現金同等物8,374百万円が含まれており、「株式交換による現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(注) 3. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式の売却等により、中野食品株式会社及び寿製麺株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりです。

流動資産	1,458百万円
固定資産	2,164百万円
流動負債	△1,616百万円
固定負債	△1,724百万円
のれん(未償却残高)	54百万円
非支配株主持分	△64百万円
株式の売却益	295百万円
株式の売却価額	<u>562百万円</u>
株式売却費用	△3百万円
売却会社の現金及び現金同等物	<u>△343百万円</u>
差引: 売却による収入	<u>215百万円</u>

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

株式の売却等により、株式会社アバンティブックセンターが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりです。

流動資産	2,379百万円
固定資産	222百万円
流動負債	△2,242百万円
固定負債	△77百万円
株式の売却益	7百万円
株式の売却価額	289百万円
売却会社の現金及び現金同等物	△9百万円
差引：売却による収入	279百万円

#### 4. 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	1,919百万円	2,894百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

借主側

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 主なリース資産の内容

有形固定資産

スーパーマーケット事業における店舗設備（建物及び構築物）及びイズミヤ事業における店舗の商品陳列什器、コンピュータ端末機（その他）であります。

② リース資産の減価償却の方法

[連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項] 4 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、改正リース会計基準適用開始日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	その他	合計
取得価額相当額	1,204百万円	39百万円	1,333百万円	2,577百万円
減価償却累計額相当額	767百万円	36百万円	1,170百万円	1,974百万円
減損損失累計額	381百万円	－百万円	－百万円	381百万円
期末残高相当額	56百万円	2百万円	162百万円	221百万円

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	その他	合計
取得価額相当額	1,203百万円	3百万円	987百万円	2,194百万円
減価償却累計額相当額	771百万円	3百万円	951百万円	1,727百万円
減損損失累計額	431百万円	－百万円	－百万円	431百万円
期末残高相当額	－百万円	0百万円	35百万円	35百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	250百万円	154百万円
1年超	252百万円	127百万円
合計	503百万円	282百万円
リース資産減損勘定期末残高	281百万円	246百万円

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及びリース資産減損勘定の取崩額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
支払リース料	234百万円	243百万円
減価償却費相当額	134百万円	139百万円
リース資産減損勘定の取崩額	99百万円	103百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

借主側

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	12,895百万円	12,308百万円
1年超	78,342百万円	70,174百万円
合計	91,237百万円	82,482百万円

貸主側

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	2,105百万円	2,082百万円
1年超	12,266百万円	11,191百万円
合計	14,371百万円	13,274百万円



## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー及び社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うことになっており、投機的な取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。コマーシャル・ペーパーは主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で8年8ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である支払手形及び買掛金や借入金、社債は支払期日に支払を実行できなくなる、流動性リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建ての金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避するための為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6) ヘッジ会計の処理」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

連結子会社である㈱阪急阪神百貨店では、販売管理要領及び与信管理要領に従い、外商活動から生じた受取手形及び売掛金について、外商部門の所属長が、経理室経理業務部と協力して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、その他の連結子会社についても同様の管理を実施しております。

##### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社では、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスク及び外貨建ての金銭債権債務に係る為替変動リスクを抑制するためにデリバティブ管理要領に従い、信用度の高い大手金融機関とのみ、デリバティブ取引を行うものとしております。

##### ③ 価格変動リスクの管理

当社及び㈱阪急阪神百貨店では、有価証券及び投資有価証券について、有価証券管理要領に従い、運用並びに管理を適切に行っております。なお、その他の連結子会社においても、同様の管理を実施しております。

##### ④ 流動性リスクの管理

当社及び㈱阪急阪神百貨店では、営業債務である買掛金や借入金に係る流動性リスクについて、経理規程に従った各部署からの報告に基づき、財務部門が作成更新する資金繰り計画により、流動性リスクを管理しております。なお、その他の連結子会社においても、同様の管理を実施しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照ください)。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	44,381	44,381	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	39,158 △371		
	38,787	38,787	—
(3) 未収入金 貸倒引当金	7,247 △6		
	7,240	7,240	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	109,214	109,214	—
資産計	199,625	199,625	—
(1) 支払手形及び買掛金	61,921	61,921	—
(2) 未払金	17,139	17,139	—
(3) 未払法人税等	5,126	5,126	—
(4) コマーシャル・ペーパー	6,500	6,500	—
(5) 社債 ※1	18,800	18,854	△54
(6) 長期借入金 ※2	125,770	126,281	△511
負債計	235,257	235,824	△566
デリバティブ取引 ※3	0	0	—

※1 1年内償還予定の社債を含めて表示しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示すこととしております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	48,521	48,521	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	46,785 △754		
	46,031	46,031	—
(3) 未収入金 貸倒引当金	4,710 △7		
	4,702	4,702	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	79,892	79,892	—
資産計	179,148	179,148	—
(1) 支払手形及び買掛金	62,235	62,235	—
(2) 未払金	13,671	13,671	—
(3) 未払法人税等	5,807	5,807	—
(4) コマーシャル・ペーパー	—	—	—
(5) 社債 ※1	18,700	18,950	△250
(6) 長期借入金 ※2	110,957	111,592	△635
負債計	211,372	212,258	△886
デリバティブ取引 ※3			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(80)	(80)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(188)	(188)	—
デリバティブ取引 計	(268)	(268)	—

※1 1年内償還予定の社債を含めて表示しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示すこととしております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債及び(6) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	17,871	17,620
差入保証金	74,486	71,191
長期預り保証金	12,900	12,103

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	44,381	—	—	—
受取手形及び売掛金	39,158	—	—	—
未収入金	7,247	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	2,259	—	—	—
合計	93,047	—	—	—

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	48,521	—	—	—
受取手形及び売掛金	46,785	—	—	—
未収入金	4,710	—	—	—
合計	100,017	—	—	—

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
コマーシャル・ペーパー	6,500	—	—	—	—	—
社債	100	2,100	6,600	—	—	10,000
長期借入金	14,773	12,613	29,419	42,461	201	26,300
リース債務	929	653	574	467	392	3,882
合計	22,303	15,367	36,593	42,929	594	40,182

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	2,100	6,600	—	—	—	10,000
長期借入金	10,077	28,845	43,031	201	17,700	11,100
リース債務	963	623	541	438	362	5,570
合計	13,141	36,069	43,573	639	18,062	26,670

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	105,855	48,275	57,579
② 債券			
国債	—	—	—
その他	3,356	2,259	1,097
小計	109,212	50,535	58,676
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	2	3	△0
② 債券			
国債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2	3	△0
合計	109,214	50,538	58,676

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,140百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	79,703	36,033	43,669
② 債券			
国債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	79,703	36,033	43,669
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	188	189	△0
② 債券			
国債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	188	189	△0
合計	79,892	36,223	43,669

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,093百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	958	400	—
債券	20	8	—

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21,577	8,508	△0

3. 減損処理を行った有価証券

当社グループにおいては、以下の場合に「有価証券の時価が著しく下落した」と判断し、減損処理を行っております。

- ・期末日において、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合
- ・期末日を含む過去1年間において、時価が取得原価に比べ30%以上下落した状態が継続した場合

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度において減損処理を行いました。が、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当連結会計年度において減損処理を行いました。が、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	受取人民元・支払ユーロ	728	728	△1	△1
	受取人民元・支払円	5,405	—	△57	△57
	通貨オプション取引				
	買建 コール 人民元	2,012	—	24	24
	売建 プット 人民元	4,025	—	△46	△46
合計		12,171	728	△80	△80

(注) 1. 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

2. 通貨オプション取引については、売建・買建オプション料を相殺するゼロコストオプション取引であるため、オプション料は発生しておりません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引 受取米ドル・支払円	長期借入金	3,500	3,500	(注)

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引 受取米ドル・支払円	長期借入金	3,500	3,500	(注)

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	13,286	12,240	(注) 1 △139
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	22,608	13,782	(注) 2
合計			35,894	26,022	△139

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	12,240	11,360	(注) 1 △188
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	13,782	9,146	(注) 2
合計			26,022	20,506	△188

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。



(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

㈱阪急阪神百貨店は、確定拠出型年金制度、キャッシュバランス型の確定給付型年金制度、退職一時金制度からなる退職給付制度を設けております。

イズミヤ㈱及び同社の一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を設けております。

他のグループ各社においては、退職一時金制度、または退職一時金制度と確定拠出型年金制度からなる退職給付制度を設けております。

なお、㈱阪急阪神百貨店及びイズミヤ㈱において退職給付信託を設定しております。

また、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

当社の従業員は、㈱阪急阪神百貨店、イズミヤ㈱、㈱阪急アクトフォーからの出向者であり、各社の退職給付制度のいずれかに加入しております。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	36,098	56,119
会計方針の変更による累積的影響額	△4	—
会計方針の変更を反映した期首残高	36,094	56,119
株式交換完全子会社の株式交換時点残高 (平成26年5月末)	20,865	—
勤務費用	1,984	2,121
利息費用	420	440
数理計算上の差異の発生額	△216	△1,071
退職給付の支払額	△2,719	△2,657
その他	△309	—
退職給付債務の期末残高	56,119	54,952

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	18,855	35,003
株式交換完全子会社の株式交換時点残高 (平成26年5月末)	13,040	—
期待運用収益	921	1,107
数理計算上の差異の発生額	1,293	△650
事業主からの拠出額	2,683	2,853
退職給付の支払額	△1,791	△1,978
年金資産の期末残高	35,003	36,336

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	43,657	42,434
年金資産	△35,003	△36,336
	8,654	6,098
非積立型制度の退職給付債務	12,461	12,518
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,116	18,616
退職給付に係る負債	21,116	18,616
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,116	18,616

- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	1,984	2,121
利息費用	420	440
期待運用収益	△921	△1,107
数理計算上の差異の費用処理額	682	554
その他	51	29
確定給付制度に係る退職給付費用	2,216	2,038

- (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
数理計算上の差異	2,191	975
合計	2,191	975

- (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	4,220	3,245
合計	4,220	3,245

- (7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
生命保険一般勘定	39%	41%
債券	25%	18%
不動産ファンド	6%	6%
現金及び預金	23%	28%
その他	7%	7%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度7%、当連結会計年度6%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.78%	0.78%
長期期待運用収益率	3.21%	3.20%
予想昇給率等	3.98%	3.67%

(注) 予想昇給率等は、ポイント制における予想ポイントの上昇率であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	978	1,867
株式交換完全子会社の株式交換時点残高 (平成26年5月末)	1,081	—
退職給付費用	231	319
退職給付の支払額	△279	△290
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式売却による 減少額	△140	△40
その他	△4	△9
退職給付に係る負債の期末残高	1,867	1,847

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	—	—
年金資産	—	—
非積立型制度の退職給付債務	1,867	1,847
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,867	1,847
退職給付に係る負債	1,867	1,847
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,867	1,847

(3) 退職給付費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	231	319

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度369百万円、当連結会計年度369百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	233百万円	197百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成26年9月1日を効力発生日とする株式併合（2株を1株に併合）を行っておりますが、以下は、当該株式併合を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名、当社の執行役員1名 当社子会社の取締役4名、当社子会社の執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 46,000株
付与日	平成21年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年4月1日から 平成51年3月31日まで

	平成22年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名、当社の執行役員1名 当社子会社の取締役4名、当社子会社の執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 82,500株
付与日	平成22年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年4月1日から 平成52年3月31日まで

	平成23年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名 当社子会社の取締役10名、当社子会社の執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 97,000株
付与日	平成23年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年4月1日から 平成53年3月31日まで

	平成24年 2月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名、当社の執行役員 1名 当社子会社の取締役 9名、当社子会社の執行役員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 99,500株
付与日	平成24年 2月29日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年 3月 1日から 平成54年 2月28日まで

	平成25年 3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社子会社の取締役 8名、当社子会社の執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 99,000株
付与日	平成25年 3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年 4月 1日から 平成55年 3月31日まで

	平成26年 3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社子会社の取締役10名、当社子会社の執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 101,000株
付与日	平成26年 3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年 4月 1日から 平成56年 3月31日まで

	平成27年 3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社子会社の取締役 9名、当社子会社の執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 109,000株
付与日	平成27年 3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年 4月 1日から 平成57年 3月31日まで

	平成28年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名、当社の執行役員1名 当社子会社の取締役7名、当社子会社の執行役員14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 110,000株
付与日	平成28年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年4月1日から 平成58年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成21年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	38,000
権利確定	—
権利行使	12,500
失効	—
未行使残	25,500

	平成22年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	67,000
権利確定	—
権利行使	14,000
失効	—
未行使残	53,000

	平成23年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	90,000
権利確定	—
権利行使	18,500
失効	—
未行使残	71,500

	平成24年2月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	98,000
権利確定	—
権利行使	8,500
失効	—
未行使残	89,500

	平成25年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	99,000
権利確定	—
権利行使	3,000
失効	—
未行使残	96,000

	平成26年 3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	101,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	101,000

	平成27年 3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	109,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	109,000

	平成28年 3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	110,000
失効	—
権利確定	110,000
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	110,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	110,000



② 単価情報

	平成21年 3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	2,326
付与日における公正な評価単価(円)	986

	平成22年 3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	2,321
付与日における公正な評価単価(円)	1,136

	平成23年 3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	2,085
付与日における公正な評価単価(円)	984

	平成24年 2月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	2,174
付与日における公正な評価単価(円)	1,100

	平成25年 3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	1,920
付与日における公正な評価単価(円)	1,932

	平成26年 3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,566

	平成27年 3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	2,141

	平成28年 3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,798

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年3月発行新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 配当修正型ブラック＝ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年3月発行新株予約権
株価変動性 (注) 1	31.95%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	30.0円/株
無リスク利率 (注) 4	△0.215%

(注) 1. 5年間（平成23年3月～平成28年3月）の当社の週次株価実績を用いて算出しております。なお、平成26年9月1日に株式併合があったため、当日を含む週（平成26年9月1日～9月5日）とその前週（平成26年8月25日～8月29日）の週次株価を除いております。

2. 当社役員の就任から退任までの平均的な就任期間、就任から発行日時点までの期間などから算出した、発行日時点での当社役員の予想残存存在任期間であります。

3. 平成27年3月期の期末配当と平成28年3月期の中間配当の当社配当実績によります。

4. 予想残存期間と近似する残存期間の国債の利回りを用いて算出しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

付与日に権利が確定したため、権利確定数は付与数と同数となっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	4,973百万円	7,814百万円
商品券等回収引当金	996百万円	1,033百万円
賞与引当金	1,850百万円	1,644百万円
退職給付に係る負債	7,729百万円	6,657百万円
減価償却超過額	1,197百万円	1,167百万円
減損損失	11,659百万円	9,598百万円
退職給付信託資産	1,139百万円	1,107百万円
店舗等閉鎖損失引当金	1,829百万円	91百万円
資産除去債務	985百万円	1,018百万円
子会社株式	2,409百万円	1,996百万円
連結時価評価差額	2,120百万円	2,045百万円
ポイント引当金	726百万円	631百万円
貸倒引当金	252百万円	1,796百万円
その他	5,701百万円	4,924百万円
繰延税金資産小計	43,573百万円	41,528百万円
評価性引当額	△19,465百万円	△19,157百万円
繰延税金資産合計	24,108百万円	22,370百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	△4,723百万円	△4,196百万円
連結時価評価差額	△5,832百万円	△5,761百万円
退職給付信託資産(株式)の返還 に伴う投資有価証券評価益	△3,707百万円	△3,511百万円
その他有価証券評価差額金	△19,265百万円	△13,459百万円
グループ法人税制に基づく 関係会社株式売却益の繰延	－百万円	△992百万円
その他	△1,370百万円	△1,214百万円
繰延税金負債合計	△34,899百万円	△29,136百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△10,790百万円	△6,766百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	5,701百万円	4,910百万円
固定資産－繰延税金資産	10,184百万円	8,945百万円
流動負債－繰延税金負債	△0百万円	△0百万円
固定負債－繰延税金負債	△26,676百万円	△20,622百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	—	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	—	1.2%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	—	△2.9%
住民税均等割額	—	1.9%
のれん償却額	—	0.8%
評価性引当額の増減	—	1.6%
子会社株式売却益の連結修正	—	4.4%
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正	—	0.4%
その他	—	1.8%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	—	42.3%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%にそれぞれ変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が574百万円、法人税等調整額が101百万円、その他有価証券評価差額金が746百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が69百万円、繰延ヘッジ損益が1百万円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は15百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗用物件等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2～39年と見積り、割引率は0.0～2.65%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、イズミヤ株式会社の西岸和田店他閉店の意思決定を行った店舗の原状回復費用が見積可能となったことにより、変更前の資産除去債務残高に408百万円加算しております。また、株式会社阪食における出店に関わる有形固定資産の取得に伴い、資産除去債務が133百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の履行による減少額は、主にイズミヤ株式会社及び株式会社阪急阪神百貨店に関するものであります。

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	411百万円	2,937百万円
経営統合による増加額	1,849百万円	－百万円
見積りの変更に伴う増加額	585百万円	450百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	121百万円	221百万円
時の経過による調整額	37百万円	50百万円
資産除去債務の履行による減少額	△68百万円	△671百万円
その他増減額 (△は減少)	－百万円	△28百万円
期末残高	2,937百万円	2,960百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、百貨店事業を中心にスーパーマーケット事業及びイズミヤ事業などの事業活動を展開しております。したがって、「百貨店事業」、「スーパーマーケット事業」、「イズミヤ事業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「百貨店事業」は主として衣料品、身の回り品、家庭用品、食料品等の販売を行う百貨店業を行っております。

「スーパーマーケット事業」はスーパーマーケット業、食料品製造業を行っております。「イズミヤ事業」は総合小売業、食料品製造業、飲食店業等を行っております。「その他事業」は商業不動産賃貸管理業、ホテル業、飲食店業、装工業、友の会業、個別宅配業、外食業、人材派遣業、情報処理サービス業等を行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

平成26年6月1日のイズミヤ株式会社との経営統合に伴い、新たに「イズミヤ事業」を独立した報告セグメントとしたほか、従来の「PM事業」セグメントにつきましては、「その他事業」セグメントへ移管しております。

また、イズミヤ株式会社及びその子会社は、主として決算日を2月末日から3月31日に変更しております。この変更により、前連結会計年度は、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの10か月間を連結しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」等を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん517百万円及び資本剰余金269百万円が減少するとともに、利益剰余金が248百万円減少しております。また、当連結会計年度のセグメント利益は、「その他事業」で37百万円増加しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	イズミヤ 事業	その他 事業	計	調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	421,008	108,674	270,731	44,405	844,819	—	844,819
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	463	4,573	20	22,026	27,083	△27,083	—
計	421,471	113,247	270,751	66,432	871,902	△27,083	844,819
セグメント利益	15,734	2,396	3,145	2,355	23,631	△2,273	21,358
セグメント資産	150,138	56,294	199,858	417,109	823,401	△191,524	631,877
その他の項目							
減価償却費	4,704	2,224	3,844	4,414	15,187	△37	15,149
のれん償却額	—	507	—	179	686	—	686
持分法適用会社への投資額	—	—	—	11,730	11,730	—	11,730
減損損失	3,070	568	2,252	1,016	6,907	—	6,907
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,237	7,494	2,915	22,302	38,949	△35	38,914

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△2,273百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△191,524百万円には、投資と資本の相殺消去△138,123百万円、債権債務の相殺消去△51,785百万円及び固定資産未実現損益の調整△1,773百万円等が含まれております。

(3) 減価償却費の調整額△37百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△35百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	イズミヤ 事業	その他 事業	計	調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	431,178	118,326	318,575	47,609	915,690	—	915,690
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	463	5,293	325	23,042	29,124	△29,124	—
計	431,641	123,619	318,900	70,652	944,814	△29,124	915,690
セグメント利益	16,625	2,282	4,741	3,317	26,967	△3,142	23,825
セグメント資産	150,582	58,936	188,013	416,751	814,284	△217,242	597,041
その他の項目							
減価償却費	4,758	2,294	4,622	4,611	16,287	△56	16,230
のれん償却額	—	507	—	104	612	—	612
持分法適用会社への投資額	—	—	—	11,527	11,527	—	11,527
減損損失	770	415	3,914	661	5,763	—	5,763
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,769	5,343	7,540	3,529	20,183	△72	20,110

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△3,142百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△217,242百万円には、投資と資本の相殺消去△141,177百万円、債権債務の相殺消去△74,144百万円及び固定資産未実現損益の調整△1,796百万円等が含まれております。

(3) 減価償却費の調整額△56百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△72百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。



当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	イズミヤ 事業	その他 事業	計	調整額	連結財務 諸表計上額
(のれん)							
当期償却額	—	507	—	179	686	—	686
当期減損額	—	—	—	561	561	—	561
当期末残高	—	5,747	—	1,379	7,127	—	7,127

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	イズミヤ 事業	その他 事業	計	調整額	連結財務 諸表計上額
(のれん)							
当期償却額	—	507	—	104	612	—	612
当期減損額	—	—	—	—	—	—	—
当期末残高	—	5,240	—	756	5,997	—	5,997

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

「イズミヤ事業」セグメントにおいて、第1四半期連結会計期間にイズミヤ株式会社との経営統合により10,030百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

ア. 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

イ. 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
その他の 関係会社 の子会社	阪急電鉄(株)	大阪市 北区	100	鉄道事業 不動産賃貸・ 分譲事業 歌劇事業 流通事業	—	役員 の兼任 不動産等 の賃借	賃借料	8,269	流動資産 その他 (前払費用)	204		
									未払金	12		
									流動負債 その他 (未払費用)	53		
									流動資産 その他 (前払費用)	0		
									保証金の差入	10		
保証金の返還	210	差入保証金	21,840									
その他の 関係会社 の子会社	阪神電気 鉄道(株)	大阪市 福島区	29,384	鉄道事業 不動産賃貸・ 分譲事業 スポーツ事業 レジャーその 他	(被所有) 直接12.00	役員 の兼任 不動産等 の賃借	賃借料	4,544	流動資産 その他 (前払費用)	3		
									流動負債 その他 (未払費用)	141		
									看板掲出料	13	—	—
									保証金の差入	5,033	差入保証金	7,628
									保証金の返還	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれず、差入保証金を除く期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。  
3. その他の取引については、一般的取引条件によっております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
その他の 関係会社 の子会社	阪急電鉄(株)	大阪市 北区	100	都市交通事業 不動産事業 エンターテイ メント・コミ ュニケーショ ン事業	—	役員 の兼任 不動産等 の賃借	賃借料	8,819	流動資産 その他 (前払費用)	211		
									未払金	12		
									流動負債 その他 (未払費用)	31		
									看板掲出料	8	流動資産 その他 (前払費用)	0
									保証金の差入	0	差入保証金	21,818
保証金の返還	8											
その他の 関係会社 の子会社	阪神電気 鉄道(株)	大阪市 福島区	29,384	鉄道事業 不動産事業 スポーツ・レ ジャー事業 その他	(被所有) 直接11.99	役員 の兼任 不動産等 の賃借	賃借料	3,528	流動資産 その他 (前払費用)	3		
									流動負債 その他 (未払費用)	32		
									看板掲出料	7	—	—
									保証金の差入	—	差入保証金	7,628
									保証金の返還	—		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれず、差入保証金を除く期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。  
3. その他の取引については、一般的取引条件によっております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	2,033.25円	2,038.83円
1株当たり当期純利益金額	98.06円	113.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	97.64円	113.39円

(注) 1. 当社は、平成26年9月1日付で株式併合(2株を1株に併合)を実施いたしました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	11,586	14,053
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	11,586	14,053
普通株式の期中平均株式数(株)	118,161,147	123,347,854
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	506,831	583,072
(うち新株予約権(株))	(506,831)	(583,072)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	251,659	252,587
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	896	1,032
(うち新株予約権(百万円))	(892)	(1,028)
(うち非支配株主持分(百万円))	(3)	(3)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	250,762	251,554
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	123,330,875	123,381,819

4. 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が4円20銭減少し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が30銭、それぞれ増加しております。

## (重要な後発事象)

当社は、平成28年1月28日開催の取締役会において、グループ全体での経営効率を向上していくための基盤整備として、下記のとおりグループ再編（以下「本再編」といいます）を実施することについて決定いたしました。

### 1. 本再編の概要

現在、当社グループでは、「経営効率の向上による利益の拡大」を重点施策の1つとして、既に、イズミヤ株式会社（以下「現イズミヤ」といいます）と、阪急オアシスを運営する株式会社阪食（以下「阪食」といいます。なお、平成28年6月1日をもちまして、阪急オアシスに社名変更しております。）との間で生鮮・加工商品の共同調達や、デリカ商材の相互供給、消耗品の共同調達など店舗運営コスト削減のための共同取り組みなど様々な施策の取り組みを開始しております。

今般、その取り組みを更に推し進め、新たに「食品事業」として、より一体的に経営していく体制を整備し、各社の役割分担を明確にすることで事業全体を効率化することを企図し、以下のとおり本再編を実施いたします。

- (1) 阪食から株式移転により、食品事業の戦略的なマネジメント機能を担う統括会社として、平成28年4月1日付で新たに中間持株会社（株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ、以下「エイチ・ツー・オー 食品グループ」といいます）を設立いたしました。また、阪食から阪食の子会社株式を含む子会社管理事業をエイチ・ツー・オー 食品グループに吸収分割します（平成28年6月1日）。
- (2) 現イズミヤを、スーパーマーケット等の運営を行う小売事業会社（以下「新イズミヤ」といいます）、生鮮食品の加工・販売を行うプロセスセンター会社、店舗の土地・建物などの不動産の管理・開発を行う不動産事業会社（以下「不動産事業会社」といいます）の3社に再編します。
- (3) 上記(1)で新設したエイチ・ツー・オー 食品グループと不動産事業会社の間で子会社株式の譲渡を行うことにより、食品事業にかかる事業会社をエイチ・ツー・オー 食品グループの下で並列の関係になるように再編をいたします（平成28年6月1日及び7月1日予定）。

今後は、エイチ・ツー・オー 食品グループの下、重複した機能・施設などの統合や見直し、不採算店舗の撤退、商品・業務フローの改善等を推し進めることで効率化を図ってまいります。また、不動産事業会社においては、新イズミヤと連携しながら、バランスシートの適正化に向け、資産の整理や入替えを進めていくと同時に、既存の保有資産についてはグループ内のコンテンツを全社的な見地で有効活用し、効率化を図ってまいります。

### 2. 株式移転により新たに設立される会社及び吸収分割承継会社の概要

商号	株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ
代表者	代表取締役社長 鈴木 篤
住所	(本店) 大阪市北区角田町8番7号 (事務所) 大阪市北区芝田2丁目6番27号
資本金	1億円
事業内容	食品事業の戦略的なマネジメント機能を担う統括会社

### 3. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
イズミヤ㈱	第13回無担保社債 (私募債)	平成24年 3月30日	2,000	2,000 (2,000)	0.90	無担保社債	平成29年 3月31日
イズミヤ㈱	第14回無担保社債 (私募債)	平成25年 2月28日	1,300	1,300	0.85	無担保社債	平成30年 2月28日
イズミヤ㈱	第15回無担保社債 (私募債)	平成25年 3月29日	700	700	0.86	無担保社債	平成30年 3月30日
イズミヤ㈱	第16回無担保社債 (私募債)	平成24年 12月27日	4,800	4,700 (100)	0.71	無担保社債	平成29年 12月27日
エイチ・ツー・オー リテイリング㈱	第1回無担保 普通社債	平成26年 12月19日	10,000	10,000	0.706	無担保社債	平成36年 12月19日
合計	—	—	18,800	18,700 (2,100)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における返済予定額は、次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
2,100	6,600	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	6,500	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	14,773	10,077	1.138	—
1年以内に返済予定のリース債務	929	963	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	110,996	100,879	0.386	平成29年7月～ 平成36年3月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	5,970	7,535	—	平成29年4月～ 平成47年9月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	139,170	119,456	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、一部の連結子会社においてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は、次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	28,845	43,031	201	17,700
リース債務	623	541	438	362

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	215,279	441,425	690,231	915,690
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	10,445	12,321	24,373	24,374
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	6,025	6,327	14,933	14,053
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	48.85	51.30	121.08	113.93

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 金額又は1株当たり四半 期純損失金額 (△) (円)	48.85	2.45	69.78	△7.14

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	29,270	33,682
営業未収入金	(注1) 1,734	(注1) 1,264
前払費用	(注1) 24	(注1) 28
繰延税金資産	95	208
短期貸付金	(注1) 28,231	(注1) 55,143
その他	(注1) 1,348	(注1) 267
貸倒引当金	-	(注1) △4,360
流動資産合計	60,705	86,234
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	(注2) 6,399	(注2) 6,211
車輛及び器具備品	(注2) 1,196	(注2) 1,009
土地	(注2) 22,877	(注2) 23,674
有形固定資産合計	30,473	30,895
無形固定資産		
ソフトウェア	3,176	2,947
施設利用権	7	6
ソフトウェア仮勘定	17	163
無形固定資産合計	3,202	3,118
投資その他の資産		
投資有価証券	96,929	70,511
関係会社株式	168,558	172,031
長期貸付金	(注1) 9,245	1
差入保証金	(注1) 188	144
長期前払費用	5	2
その他	2	7
投資その他の資産合計	274,930	242,697
固定資産合計	308,606	276,711
資産合計	369,311	362,945



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	(注1) 912	(注1) 1,041
未払費用	83	83
未払法人税等	176	1,032
預り金	(注1) 59,132	(注1) 65,388
賞与引当金	110	99
役員賞与引当金	51	48
為替予約	-	57
通貨オプション	-	21
その他	0	555
流動負債合計	60,466	68,328
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	50,000	50,000
繰延税金負債	15,175	9,795
再評価に係る繰延税金負債	281	266
関係会社事業損失引当金	2,291	35
為替予約	-	1
長期未払金	161	161
長期預り保証金	488	441
固定負債合計	78,398	70,703
負債合計	138,865	139,031
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,796	17,796
資本剰余金		
資本準備金	72,495	72,495
その他資本剰余金	20,605	20,562
資本剰余金合計	93,100	93,057
利益剰余金		
利益準備金	4,429	4,429
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	4,394	4,476
別途積立金	44,054	44,054
繰越利益剰余金	29,355	31,626
利益剰余金合計	82,233	84,586
自己株式	△3,478	△3,387
株主資本合計	189,652	192,053
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,311	30,226
土地再評価差額金	589	604
評価・換算差額等合計	39,901	30,831
新株予約権	892	1,028
純資産合計	230,446	223,913
負債純資産合計	369,311	362,945

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
<b>営業収益</b>		
関係会社受取配当金	1,536	2,530
グループ運営負担金収入	1,104	1,227
不動産賃貸収入	3,070	2,993
システム使用料収入	3,064	3,117
営業収益合計	(注1) 8,776	(注1) 9,869
<b>営業費用合計</b>		
	(注1), (注2) 6,432	(注1), (注2) 6,597
営業利益	2,344	3,272
<b>営業外収益</b>		
受取利息	273	246
受取配当金	917	1,021
その他	342	95
営業外収益合計	(注1) 1,533	(注1) 1,363
<b>営業外費用</b>		
支払利息	786	577
その他	233	163
営業外費用合計	(注1) 1,020	(注1) 740
経常利益	2,857	3,894
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	220	7,721
関係会社投資等損失引当金取崩益	281	-
固定資産売却益	98	-
特別利益合計	601	7,721
<b>特別損失</b>		
関係会社投資等損失	2,474	3,328
固定資産除却損	13	11
投資有価証券評価損	44	-
特別損失合計	2,532	3,339
税引前当期純利益	925	8,276
法人税、住民税及び事業税	330	2,285
法人税等調整額	489	△61
法人税等合計	819	2,223
当期純利益	106	6,053

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	17,796	37,172	11,101	48,273	4,429
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得・処分			7	7	
株式交換による増加		35,322	9,497	44,819	
固定資産圧縮積立金の取崩					
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加					
税率変更による土地再評価差額金の増加					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	35,322	9,504	44,826	—
当期末残高	17,796	72,495	20,605	93,100	4,429

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,209	44,054	32,208	84,901	△154	150,817
当期変動額						
剰余金の配当			△2,773	△2,773		△2,773
当期純利益			106	106		106
自己株式の取得・処分					△3,493	△3,486
株式交換による増加					169	44,988
固定資産圧縮積立金の取崩	△28		28	—		—
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加	214		△214	—		—
税率変更による土地再評価差額金の増加						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	185	—	△2,852	△2,667	△3,324	38,835
当期末残高	4,394	44,054	29,355	82,233	△3,478	189,652

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	21,301	560	21,862	676	173,355
当期変動額					
剰余金の配当					△2,773
当期純利益					106
自己株式の取得・処分					△3,486
株式交換による増加					44,988
固定資産圧縮積立金の取崩					—
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加					—
税率変更による土地再評価差額金の増加		28	28		28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,010	—	18,010	216	18,226
当期変動額合計	18,010	28	18,038	216	57,090
当期末残高	39,311	589	39,901	892	230,446

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	17,796	72,495	20,605	93,100	4,429
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得・処分			△43	△43	
固定資産圧縮積立金の取崩					
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加					
税率変更による土地再評価差額金の増加					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△43	△43	—
当期末残高	17,796	72,495	20,562	93,057	4,429

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,394	44,054	29,355	82,233	△3,478	189,652
当期変動額						
剰余金の配当			△3,700	△3,700		△3,700
当期純利益			6,053	6,053		6,053
自己株式の取得・処分					91	48
固定資産圧縮積立金の取崩	△27		27	—		—
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加	109		△109	—		—
税率変更による土地再評価差額金の増加						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	81	—	2,271	2,352	91	2,401
当期末残高	4,476	44,054	31,626	84,586	△3,387	192,053

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	39,311	589	39,901	892	230,446
当期変動額					
剰余金の配当					△3,700
当期純利益					6,053
自己株式の取得・処分					48
固定資産圧縮積立金の取崩					—
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加					—
税率変更による土地再評価差額金の増加		14	14		14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,084	—	△9,084	136	△8,948
当期変動額合計	△9,084	14	△9,069	136	△6,532
当期末残高	30,226	604	30,831	1,028	223,913

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### (注) 1. 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式：

移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

### (注) 2. 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

主として定率法

なお、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)につきましては、定額法を採用しております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

イ. 無形固定資産

定額法

### (注) 3. 引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

エ. 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する貸付金等債権を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

### (注) 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表関係)

(注) 1. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	29,217百万円	55,936百万円
短期金銭債務	59,309百万円	65,630百万円
長期金銭債権	9,271百万円	— 百万円

(注) 2. 国庫補助金等の圧縮額

前事業年度以前及び当事業年度に取得した資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、次のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	344百万円	344百万円
(うち、建物及び構築物)	297百万円	297百万円
(うち、車輜及び器具備品)	2百万円	2百万円
(うち、土地)	44百万円	44百万円

(注) 3. 偶発債務

関係会社の金融機関よりの借入金に対する保証債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(株)阪食	91百万円	— 百万円

関係会社の不動産賃貸借契約に対する保証債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(株)阪食	642百万円	472百万円

(注) 4. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関2社と貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出コミットメントの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	— 百万円	— 百万円
差引額	20,000百万円	20,000百万円



(損益計算書関係)

(注) 1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	7,895百万円	9,030百万円
営業費用	520百万円	671百万円
営業取引以外の取引による 取引高	1,030百万円	4,965百万円

(注) 2. 営業費用のうち主要な費目及び金額

営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬及び給料手当	1,090百万円	1,103百万円
修繕費	1,419百万円	1,607百万円
減価償却費	2,157百万円	1,999百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	141,921
関連会社株式	11,006
計	152,927

当事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	145,920
関連会社株式	11,006
計	156,926

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
株式交換に伴う子会社株式	19,915百万円	18,852百万円
会社分割に伴う子会社株式	9,150百万円	8,668百万円
貸倒引当金	－百万円	1,335百万円
関係会社投資等損失引当金	740百万円	11百万円
その他	2,563百万円	2,859百万円
繰延税金資産小計	32,369百万円	31,727百万円
評価性引当額	△22,894百万円	△22,509百万円
繰延税金資産合計	9,474百万円	9,217百万円
(繰延税金負債)		
退職給付信託資産(株式)の返還 に伴う投資有価証券評価益	△3,707百万円	△3,511百万円
固定資産圧縮積立金	△2,097百万円	△1,974百万円
その他有価証券評価差額金	△18,744百万円	△13,313百万円
その他	△5百万円	△5百万円
繰延税金負債合計	△24,554百万円	△18,804百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△15,080百万円	△9,587百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	2.4%	0.6%
住民税均等割額	0.5%	0.1%
評価性引当額の増減	85.8%	10.7%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△73.6%	△19.7%
繰越欠損金	△1.0%	△0.4%
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正	40.2%	2.5%
その他	△1.4%	△0.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	88.5%	26.9%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%にそれぞれ変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は535百万円増加し、法人税等調整額が203百万円、その他有価証券評価差額金が739百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は14百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## (重要な後発事象)

当社は、平成28年1月28日開催の取締役会において、グループ全体での経営効率を向上していくための基盤整備として、グループ再編を実施することについて決定いたしました。詳細は、「1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物及び構築物	6,399	235	5	418	6,211	13,319
	車輛及び器具備品	1,196	206	12	380	1,009	3,950
	土地	22,877 (870)	796	—	—	23,674 (870)	—
	建設仮勘定	—	23	23	—	—	—
	有形固定資産計	30,473 (870)	1,262	41	798	30,895 (870)	17,269
無形 固定 資産	ソフトウェア	3,176	971	1	1,199	2,947	—
	施設利用権	7	0	—	1	6	—
	ソフトウェア仮勘定	17	273	126	—	163	—
	無形固定資産計	3,202	1,244	127	1,200	3,118	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なもの

野中南土地購入による増加  
 土地 796百万円 建物及び構築物 4百万円

ソレーナカード導入による増加  
 車輛及び器具備品 1百万円 ソフトウェア 249百万円

POSシステム更新による増加  
 建物及び構築物 8百万円 車輛及び器具備品 96百万円  
 ソフトウェア 72百万円

Eコマース事業取組対応による増加  
 ソフトウェア 111百万円

2. 土地の当期首残高及び当期末残高の内書は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づく事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	4,360	—	4,360
賞与引当金	110	99	110	99
役員賞与引当金	51	48	51	48
関係会社事業損失引当金	2,291	2	2,258	35

(注) 引当金の計上基準については「重要な会計方針」の項に記載しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで														
定時株主総会	6月中														
基準日	3月31日														
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日														
1単元の株式数	100株														
単元未満株式の買取り・買増し															
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) (旧) イズミヤ株式会社にかかる特別口座 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (注) 2														
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社														
取次所	—														
買取・買増手数料	無料														
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.h2o-retailing.co.jp/koukoku">http://www.h2o-retailing.co.jp/koukoku</a>														
株主に対する特典	<p>(1) 対象株主 毎年3月末日と9月末日現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主様に対し、6月下旬、12月下旬にご優待券を送付いたします。</p> <p>(2) 優待内容 次の2種類の優待券を発行いたします。</p> <p>①株主ご優待券 当社が指定するH2Oリテイリンググループ各社(㈱阪急阪神百貨店、イズミヤ(株)、㈱阪急オアシス、㈱家族亭など)の各店舗でご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優待率 阪急百貨店、阪神百貨店の各店舗 10%(食料品、レストラン、喫茶は5%)、阪急オアシス、イズミヤ、カナーナ、はやしの各店舗 5%、家族亭の各店舗 20%、カルネ(婦人靴専門店)、フルーツギャザリング(ビューティーセレクトショップ)の各店舗 10%</li> <li>・お支払い方法、優待除外品・除外店舗、その他株主優待制度の詳細は、当社ホームページに掲載の株主優待制度のご案内をご参照ください。 ホームページアドレス <a href="http://www.h2o-retailing.co.jp/yutai/index.html">http://www.h2o-retailing.co.jp/yutai/index.html</a></li> <li>・阪急百貨店、阪神百貨店 有料文化催事の無料入場 株主ご優待券1枚につき2名様まで、阪急百貨店、阪神百貨店で開催する有料文化催事に無料でご入場いただけます(一部ご利用いただけない文化催事がございます)。</li> </ul> <p>②阪急キッチンエール入会ご優待券 食料品・日用雑貨の会員制個別宅配サービス「阪急キッチンエール」に新規ご入会いただいた場合、入会金、月会費2ヶ月分を無料とし、加えて1,000円をキャッシュバックします。</p> <p>(3) 発行基準 毎年3月末日と9月末日現在、当社の株式を100株以上ご所有の株主様に次のとおり発行いたします。</p> <table border="1" data-bbox="491 1758 1436 1937"> <thead> <tr> <th>対象株主</th> <th>株主ご優待券</th> <th>阪急キッチンエール入会ご優待券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上、500株未満所有</td> <td>5枚</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上所有</td> <td>10枚</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上を連続して3年以上所有(注)3</td> <td>上記に10枚を追加</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			対象株主	株主ご優待券	阪急キッチンエール入会ご優待券	100株以上、500株未満所有	5枚	1枚	500株以上所有	10枚	1枚	500株以上を連続して3年以上所有(注)3	上記に10枚を追加	—
対象株主	株主ご優待券	阪急キッチンエール入会ご優待券													
100株以上、500株未満所有	5枚	1枚													
500株以上所有	10枚	1枚													
500株以上を連続して3年以上所有(注)3	上記に10枚を追加	—													

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有しておりません。
- (注) 2. 当社とイズミヤ株式会社の株式交換の効力発生日の前日である平成26年5月31日において、イズミヤ株式会社の株式を特別口座でご所有の株主様につきましては、三井住友信託銀行株式会社が特別口座の管理機関となっております。
- (注) 3. 対象となる方は、過去3年間すべての基準日（3月末、9月末）において、500株以上（平成26年8月31日以前は1,000株相当以上）を継続して保有し、かつ株主番号が継続して同一である株主様に限り（株主番号が異なる場合は対象となりません）。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- |     |  |                |                               |  |
|-----|--|----------------|-------------------------------|--|
| (1) | 有価証券報告書<br>及びその添付書類並びに<br>確認書                              | 事業年度<br>(第96期) | 自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日   | 平成27年6月24日<br>関東財務局長に提出。   |
| (2) | 内部統制報告書及びその<br>添付書類  | 事業年度<br>(第96期) | 自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日   | 平成27年6月24日<br>関東財務局長に提出。   |
| (3) | 四半期報告書及び確認書  | 第97期<br>第1四半期  | 自 平成27年4月1日<br>至 平成27年6月30日   | 平成27年8月13日<br>関東財務局長に提出。   |
|     |  | 第97期<br>第2四半期  | 自 平成27年7月1日<br>至 平成27年9月30日   | 平成27年11月13日<br>関東財務局長に提出。  |
|     |  | 第97期<br>第3四半期  | 自 平成27年10月1日<br>至 平成27年12月31日 | 平成28年2月12日<br>関東財務局長に提出。   |
| (4) | 臨時報告書  |                |                               |  |
|     | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 |                |                               | 平成27年6月25日<br>関東財務局長に提出。   |
|     | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の割当て）の規定に基づく臨時報告書        |                |                               | 平成28年1月28日<br>関東財務局長に提出。   |
|     | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書           |                |                               | 平成28年5月12日<br>関東財務局長に提出。   |
| (5) | 臨時報告書の訂正報告   |                |                               |  |
|     | 平成28年1月28日提出の臨時報告書（新株予約権の割当て）の訂正報告書                        |                |                               | 平成28年4月4日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) | 訂正発行登録書（社債）  |                |                               | 平成27年4月1日<br>関東財務局長に提出。<br>平成27年4月8日<br>関東財務局長に提出。<br>平成27年6月24日<br>関東財務局長に提出。<br>平成27年6月25日<br>関東財務局長に提出。<br>平成27年8月13日<br>関東財務局長に提出。<br>平成27年11月13日<br>関東財務局長に提出。<br>平成28年1月28日<br>関東財務局長に提出。<br>平成28年2月12日<br>関東財務局長に提出。<br>平成28年4月4日<br>関東財務局長に提出。<br>平成28年5月12日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月22日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 田 直 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紀 平 聡 志 ㊞

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



## <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年 6月22日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 田 直 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紀 平 聡 志 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年6月22日

**【会社名】** エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

**【英訳名】** H2O RETAILING CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木 篤

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区角田町8番7号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鈴木 篤は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行なわれており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社18社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社37社及び持分法適用関連会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度当初予想の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が、当初予想の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点である連結子会社2社を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月22日
【会社名】	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
【英訳名】	H2O RETAILING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 篤
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市北区角田町8番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木 篤は、当社の第97期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。